

第8回太良町議会（定例会第4回）

令和3年12月3日～12月10日

議案

令和3年第8回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会期 8日間（12月3日～12月10日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	12.3	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 行政報告・議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12.4	土	休会	—	
第3日	12.5	日	休会	—	
第4日	12.6	月	(議案調査)		
第5日	12.7	火	本会議	9時30分	一般質問
第6日	12.8	水	(議案調査)		
第7日	12.9	木	(議案調査)		
第8日	12.10	金	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和3年第8回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目 12月3日(金)

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	行政報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第71号～議案第84号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提出議案目録

- 議案第71号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第72号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 財産の無償譲渡について
- 議案第76号 太良町過疎地域持続的発展計画について
- 議案第77号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定
について
- 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合
規約の変更について
- 議案第79号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第80号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第81号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第82号 令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第83号 令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第84号 令和3年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

上記のとおり

令和3年12月3日

太良町長 永淵孝幸

議員派遣の報告

令和3年12月3日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和3年度 町村議会議員特別セミナー

- (1) 目的 まちづくりや地域づくりの取り組みの中で、町村議会議員に求められる役割について学び、議員としての資質向上に資するため。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和3年10月25日～26日
- (4) 派遣議員 田川議員

2 令和3年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが求められている状況にかんがみ、議会広報の発展に資するため。
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期間 令和3年11月19日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

議案第71号

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町職員が不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に特別休暇を与えることができることとするため、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例（案）

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第24条に次の1号を加える。

(11) 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないこと
が相当であると認められる場合 一の年において5日（頻繁な通院を必要
とする治療として人事委員会規則で定めるものを受けける場合にあっては、
10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第72号

太良町税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の
議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

(提案理由)

商品軽自動車課税免除に関し、太良町税条例の一部を改正する必要が生じた
ため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例の一部を改正する条例（案）

太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第80条第3項の次に次の1項を加える。

4 町長は、軽自動車等のうち、商品であつて使用しないものに対しては、種別割を免除することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第73号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

(提案理由)

地方税法施行令の一部改正に伴い、関連する太良町国民健康保険税条例について一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の平等割額」に改める。

第7条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第25条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 8,820円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 2,520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,600円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,000円

第25条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条中「総所得金額」」を「「前条第1項第1号中「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第25条」を「第25条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

議案第74号

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したい
ので、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険条例（昭和34年太良町条例第94号）の一部を次のように
改正する。

第4条の2第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前に出産した被保険者に係る太良町国民健康保険条例第4
条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、太良町国民
健康保険条例について一部を改正する必要が生じたため、この案を提案する。

議案第75号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

記

1. 譲渡する財産

- (1) 名称 太良町ケーブルテレビ施設
(平成16年度及び平成17年度に辺地対策事業及び町単独事業により整備したケーブルテレビ施設)
- (2) 所在 太良町大字多良1番地6外
- (3) 種類 ヘッドエンド施設 光受信機6台外
伝送路施設 光ケーブル18,156m外

2. 譲渡の相手方

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1817番地
藤津ケーブルビジョン株式会社 代表取締役 諸岡 賢久

3. 譲渡の条件

譲受人は、譲渡後においても、当該施設をケーブルテレビ事業の運営に供するものとする。

(提案理由)

ケーブルテレビ施設の合理的かつ効率的な維持管理を行うため、太良町所有のケーブルテレビ施設を無償譲渡したいので、地方自治法の規定により、この案を提出する。

別紙

譲渡施設明細書

物件名	数量	所在
光受信機	6台	太良町大字多良1番地6 太良町役場庁舎内
光送信機	6台	
電源部内蔵受信ユニット	1台	
電源部内蔵送信ユニット	2台	
1.2分配内蔵増幅器	1台	
ヘッドエンド機器収納架	1台	
光ケーブル	18, 156m	太良町内のうち 瀬戸(蓮十)地区、端月地区、 喰場地区、大川内地区、 中山地区、山根地区、 陣ノ内(大久保)地区、 川内地区、蕪田地区、 柳谷地区、中尾地区、 太野地区、嘉瀬ノ坂地区、 板ノ坂地区、三里地区、 御手水地区、風配地区、 船倉地区
同軸ケーブル	57, 461m	
ノード型光送受信機	6台	
無停電電源供給器	22台	
幹線増幅器	15台	
幹線分岐増幅器	26台	
分岐増幅器	20台	
延長増幅器	37台	
自當柱	189本	

議案第76号

太良町過疎地域持続的発展計画について

太良町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、太良町が令和3年4月1日付けて、引き続き過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）を定めるため、この案を提出する。

別紙

太良町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度 ~ 令和 7 年度)



令和 3 年 月
佐賀県 太良町

目 次

1 基本的な事項	
(1) 太良町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	9
3 産業の振興	
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	26

(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計画	44
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	48

1 基本的な事項

(1) 太良町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、佐賀県の西南部に位置し、東西 12 km、南北 14 km、総面積 74.30 km²で、北は鹿島市、南は長崎県諫早市、西は多良岳を隔てて長崎県大村市に隣接し、東は有明海に面しています。

地形は、西の多良岳山系から東の有明海に向かって、扇状に緩やかな傾斜を形成しています。山林面積は全体の 55% を占め、斜面を利用したみかん栽培が盛んで本町を代表する農産物となっています。

気候は、寒暖の差が比較的少なく温暖多雨な内陸型気候区に属し、年平均気温約 16 度、年間降雨量 1,800 mm 前後ですが、梅雨、台風襲来期である 6 月から 9 月頃には、一日の降雨量が 100 mm 以上に達することがあります。

(歴史的条件)

太良町は、肥前風土記によると、当地を訪れた景行天皇が、食物が豊かに足りている“豊足（ゆたたり）の村”と表現されたことに由来するといわれています。

明治 22 年 4 月の市制町村制施行により、多良村、大浦村、七浦村が形成され、昭和 28 年 4 月に多良村は多良町に、その後昭和 30 年 2 月に多良町と大浦村が合併して太良町となり、次いで同年 3 月に七浦村の一部であった大字伊福を編入して、現在の太良町に至っています。

(社会的・経済的条件)

本町は、多良岳、有明海といった豊かな自然に囲まれており、その恵み豊かな環境から大きな恩恵を受け、これまで農業や漁業が盛んな第 1 次産業のまちとして発展してきました。

しかしながら、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加、漁業環境の悪化による漁獲量の減少など、農業・漁業を取り巻く情勢は厳しい状況となっており、林業においても、森林の多面的機能を維持するために森林の保全育成を進めているものの、木材価格の低迷や経営コストの増加等により、林業経営も厳しさを増しています。

商業についても、消費者ニーズの多様化、高度化を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出しており、厳しい状況が続いている。

また、農林水産業をはじめ、町内のあらゆる業種の後継者不足が深刻化しており、地域産業の維持・振興を図るうえで、後継者問題への対策が急務となっています。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の15,853人をピークに人口減少が続いており、平成27年には8,779人となり、ピーク時より約7,000人の人口減となっています。人口構成比では、昭和50年においては0歳～14歳(27.6%)が65歳以上(11.1%)を上回っていましたが、平成7年には逆転し、平成27年で0歳～14歳(11.8%)を65歳以上(34.9%)が大きく上回っており、今後もさらに少子高齢化が進行することが予測されます。

少子高齢化を背景とする人口減少や人口構造の変化は、地域産業や地域コミュニティなど、さまざまな方面で担い手が不足し、本町の主要産業である農林水産業やコミュニティ活動などの活力が衰退し、ひいては本町における安定した生活・暮らしそのものを脅かす事態となることが危惧されています。

このような状況の中、人口減少や少子高齢化による地域活力低下などの課題の解決に向け、平成27年度に「太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「太良町人口ビジョン」に定めた目標人口(戦略人口)を達成するため、雇用の確保や移住・定住の促進などの施策に取り組んできました。

しかしながら、人口減少の抑制には至っておらず、特に15歳～29歳の若い世代においては転出超過の状態で、若い世代の流出の増加が子どもの減少に拍車をかけており、このことが人口減少及び少子高齢化が進展している大きな要因となっています。

このような現状を踏まえ、令和元年度には「第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域活力低下を克服し、将来にわたって活力ある太良町を維持することを目指し、しごと・雇用、人口減少抑制、まちづくりに関する施策を展開しています。

今後も、本町のまちづくりの総合的な指針である「第5次太良町総合計画」との整合性を図りつつ、また「第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用の創出や移住・定住の促進、出産希望の実現、身近な移動手段の確保などの人口減少対策を講じることにより、安心して子どもを産み育て、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町においては、農業・漁業を中心とした第1次産業が基幹産業となっています。

しかしながら、後継者・担い手不足による耕作放棄地の増加、また、有明海を取り巻く環境の変化による漁獲量の減少など、多くの問題を抱えています。

基幹産業の育成・発展は、就業の場の確保としてだけではなく、将来的な地域活力の維持という観点からも重要であり、地域の資源を活かした産業を支えていく取り組みが必要です。

また、商工業においても、地域経済の不振により、先の見えない経営環境下にあるため、商工会とも連携を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進していくことが重要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口の推移は、表1-1(1)のとおりで、昭和30年をピークに減少傾向に転じ、現在まで一貫した人口減少が続いている状況です。年齢3区分別では、65歳以上が昭和50年の11.1%から平成27年には34.9%と、40年間で23.8ポイント増加している一方で、0歳～14歳は27.6%から11.8%と15.8ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。

人口減少の主な要因は、15歳～29歳の若年者を中心とした転出超過によるもので、進学や就職、結婚などの移動を伴うライフイベントが集中することが原因であると考えられます。

人口の見通しは、表1-1(2)のとおりで、太良町人口ビジョン(令和2年3月改訂版)では、令和7年(2025年)に7,780人、令和17年(2035年)に7,172人、令和27年(2045年)に6,502人と、今後も人口減少が続くものと推計しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和 35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	15,574	12,997	△16.5	12,212	△6.0	10,660	△12.7	8,779	△17.6
0歳～14歳	5,794	3,588	△38.1	2,571	△28.3	1,648	△35.9	1,038	△37.0
15歳～64歳	8,691	7,967	△8.3	7,617	△4.4	6,012	△21.1	4,674	△22.3
うち15歳～29歳(a)	3,452	2,642	△23.5	2,134	△19.2	1,484	△30.5	995	△33.0
65歳以上(b)	1,089	1,442	32.4	2,024	40.4	3,000	48.2	3,067	2.2
(a)/総数 若年者比率	22.2	20.3	—	17.5	—	13.9	—	11.3	—
(b)/総数 高齢者比率	7.0	11.1	—	16.6	—	28.1	—	34.9	—

表1-1(2) 人口の見通し(太良町人口ビジョン)

(単位：人)

区分	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
総数	7,780	7,471	7,172	6,843	6,502	6,221	6,016	5,883

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本町の産業別人口の動向は、表1-1(3)のとおりで、就業人口総数は、昭和50年で6,128人でしたが、平成27年には4,841人まで減少しています。

本町の基幹産業である第1次産業の就業人口比率は、昭和50年で59.8%でしたが、平成27年には32.0%と大きく減少しており、少子高齢化と後継者不足の現状を如実に示しています。

また、第3次産業の就業人口比率については、昭和50年には25.8%であったものの、平成12年には第1次産業の就業人口比率を上回り、その後も比率は増加傾向にあり、本町における産業構造が大きく変化しています。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和 35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,090	6,128	△13.6	6,351	3.6	5,671	△10.7	4,841	△14.6
第1次産業 就業人口比率	67.4	59.8	—	44.7	—	35.3	—	32.0	—
第2次産業 就業人口比率	13.5	14.3	—	22.3	—	25.5	—	22.4	—
第3次産業 就業人口比率	19.1	25.8	—	33.0	—	39.2	—	45.6	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町では、昭和60年に「太良町行財政改革大綱」を策定以来、町民の生活意識や価値観の多様化、社会経済状況の変化などに対応するために、自主財源の確保や定員管理の適正化、効率化を図るための業務改善などの行財政改革を進めてきました。

しかしながら、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しており、著しい人口の減少、少子高齢化の進展など、社会構造が大きく変化する中で、持続可能で安定的な行政運営を行っていくため、より一層限りある人員と予算の効率性を高め、質の高い行政サービスを提供していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、本町にふさわしい行政サービスを提供するため、限られた経営資源の中で「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを基本として、事務事業や組織機構のあり方について検証し、その結果に基づき事業の見直しを行い、事務事業の効率化を図っています。

また、町民に対する行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、さまざまな媒体による分かりやすい行政情報の発信に努め、町民との情報共有を推進しています。

イ 財政の状況

令和元年度決算において、自主財源比率は 45.4%、うち町税の比率は 10.7%と低く、財政力指数は平成 22 年度、平成 27 年度とともに 0.23、令和元年度が 0.26 で、令和元年度の県内市町の平均は 0.51 となっており、本町の指数は 20 市町の中で最低となっています。

また、地方交付税や臨時財政対策債、国・県支出金等に依存する割合が非常に高く、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計額の歳入に占める比率は、平成 22 年度が 47.4%、平成 27 年度が 48.5%、令和元年度が 34.9%と、依然として高い状態で推移しています。

本町の財源は国が策定する地方財政計画に大きく左右されており、安定した財源の確保が課題となっている中、ふるさと応援寄附金は増加傾向にあり、令和元年度の歳入に占める比率は 15.6%で、町税を上回っています。しかしながら、今後については不透明な要素が多く、年度間を通じた本町の財政計画では、引き続き基金積み立てなどを計画的に行い、財源の確保を図ることが重要となっています。

公債費の実質的な負担額の標準財政規模に対する比率（実質公債費比率）は、平成 22 年度が 9.5%、平成 27 年度が 4.9%、令和元年度が 4.2%と減少傾向にあるものの、児童や高齢者、障害者等への社会保障支援として支出される扶助費の歳出総額に占める割合は、平成 22 年度が 12.0%（一般財源比 5.0%）、平成 27 年度が 14.0%（同 5.8%）、令和元年度が 12.3%（同 6.2%）となっており、一般財源に占める割合は増加傾向にあります。

財政構造の弾力性を表す指標として用いられる経常収支比率については、平成 22 年度が 82.4%、平成 27 年度が 86.0%、令和元年度が 91.0%と増加しており、財政の硬直化が進行しています。これは前述の扶助費をはじめ人件費や公債費など、毎年度経常的に支出しなければならない経費が増加していることを示しており、新たな政策に回す財源の確保が困難になりつつあるため、個々の事業などについて、さらなる経常経費の削減が求められます。

一方では、平成 20 年度から基金残高が地方債残高を上回り、令和元年度末現在で、基金残高が約 66 億円、地方債残高が約 46 億円となっています。

地方創生は各地域、地方公共団体が、その強みや魅力を活かした取り組みを自主的・主体的に行うことが重要とされていることから、より一層の「まち・ひと・しごと創生事業」への取り組みや一般財源の抑制等により、持続可能な財政運営を行うとともに、選択と集中による経営資源の最適配分を図った、効率的な行政サービスの取り組みが求められます。

表1-2(1) 財政の状況(地方財政状況調査ほか)

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	5,986,793	5,520,412	7,078,089
一般財源	3,395,451	3,456,382	3,354,618
国庫支出金	531,401	506,657	510,784
都道府県支出金	655,338	374,188	532,054
地方債	460,807	293,440	234,763
うち過疎対策事業債	19,100	79,200	119,800
その他	943,796	889,745	2,445,870
歳出総額 B	5,859,169	5,392,046	6,915,599
義務的経費	2,052,626	2,049,705	2,152,284
投資的経費	1,421,641	507,557	679,436
うち普通建設事業	1,409,023	492,497	614,073
その他	2,384,902	2,834,784	4,083,879
過疎対策事業費	20,195	121,133	168,470
歳入歳出差引額 C (A-B)	127,624	128,366	162,490
翌年度へ繰越すべき財源 D	38,013	19,341	42,976
実質収支 C-D	89,611	109,025	119,514
財政力指数	0.23	0.23	0.26
公債費負担比率	14.0	11.7	12.4
実質公債費比率	9.5	4.9	4.2
経常収支比率	82.4	86.0	91.0
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,445,881	4,528,219	4,594,287

※将来負担比率の「—」は、比率が算定されないことを表しています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査ほか）

区分	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道			
改良率 (%)	35.3	44.7	50.5
舗装率 (%)	98.2	98.4	100.0
農道			
延長 (m)	10,214	16,814	27,646
耕地 1ha当たり農道延長 (m)	4.5	7.7	13.0
林道			
延長 (m)	56,401	58,194	59,974
林野 1ha当たり林道延長 (m)	27.7	29.6	32.0
水道普及率 (%)	99.6	95.4	93.2
水洗化率 (%)	11.3	39.6	64.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	7.8	7.7	9.1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、令和元年12月に策定した「第5次太良町総合計画」において、未来の子どもたちにどのようにして太良町を残していくかを理念として、自立した地域づくりを目指し、「未来を引きよせるチカラ 太良町」をまちづくりの将来像として定め、人口減少等の本町が抱えている課題を克服し、将来的に持続可能なまちづくりを進めるため、次の5つの基本目標を掲げ、さまざまな施策を展開しています。

重点目標：「つながり」を創るチカラ

基本目標1：自然環境を守るチカラ

基本目標2：産業を発展させるチカラ

基本目標3：人をそだてるチカラ

基本目標4：暮らしを守るチカラ

基本目標5：地域のチカラ

また、令和2年3月には「第2期太良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域活力低下を克服し、将来にわたって活力ある太良町を維持することを目指して、次の4つの基本目標を定め、戦略人口の達成に向けて、人口減少対策等の取り組みを推進しています。

基本目標1：安定した雇用を創出する

基本目標2：新しい人の流れをつくる

基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4：人が集い、安心して暮らすことができるまちをつくる

本計画は、人口減少や少子高齢化の進展等により地域社会における活力が低下している過

疎地域が、人口減少等の課題を解決すること、つまりは非過疎地域となることを目指して策定するものです。

本町の総合計画と総合戦略は、「人口減少に伴う地域課題を解決し、持続可能な地域社会を形成する」ことを目的としているため、総合計画と総合戦略に掲げる基本目標を本計画の「地域の持続的発展の基本方針」として位置づけ、これに基づき各種施策を進めていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本目標は、「太良町人口ビジョン（改訂版）」による推計に合わせ、2025年（令和7年）に、人口を7,780人、合計特殊出生率を1.80、社会増減ゼロを目指します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価は、外部有識者等で構成される太良町総合戦略推進委員会において、毎年度、評価・検証を行い、その結果をホームページで公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的に、平成29年3月に「太良町公共施設等総合管理計画」を策定しました。公共施設等総合管理計画では、今後公共施設等の老朽化が一斉に進行することが見込まれ、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えること、また、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難であることなどの観点から、次の4つの基本の方針を定め、公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営等について、経営的視点から総合的かつ計画的な維持管理に努めています。

- ①施設の統合、複合化
- ②施設の長寿命化
- ③施設総量の削減
- ④指定管理者制度等の活用

本計画に記載される全ての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に基づき、本計画との整合性を図りながら適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町では、進学、就職を転機とした若者世代の人口流出が顕著で、若者世代の減少に伴い出生数も減少し続け、今後もさらに人口減少が進み、農業や漁業などにおける担い手不足や地域の活力低下などが懸念されています。

持続可能なまちづくりを進めていくためにも、若者世代の移住促進と転出抑制を図り、町内で安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要な課題となっています。

また、竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかん等の特産品や、山から海に至るまでの豊かな自然環境など、本町は多くの観光資源に恵まれています。この魅力を活かしながら、交流人口の増加を図り、地域活性化につなげることも有効な手段の一つと考えられます。

(2) その対策

○本町の住環境の向上を図るため、空き家の有効活用や、民間の力を活用した賃貸住宅等の整備を推進します。

○本町の魅力を町外に発信するとともに、本町の観光資源を活かした特色ある観光施策を進め、交流人口の拡大を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	民間賃貸住宅等建設促進事業 【事業内容】 町内に民間賃貸住宅等を建設する場合 に、その建設費用の一部を補助する。 【事業の必要性】 町民の住環境の向上と、移住・定住の促 進を図るために必要である。	太良町	

		<p>【事業効果】 町民及び移住者の住居を確保することで、移住者及び定住者の増加が図られる。</p>	
その他	結婚祝金交付事業	太良町	

【事業内容】

婚姻届けを提出した町内に住所を有する夫婦に対し、結婚祝金を交付する。

【事業の必要性】

次代を担う若者の移住と定着化を図るために必要である。

【事業効果】

若者世代の人口流出を抑制することで、地域活力の向上が図られる。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の主要産業である農業は、中山間地におけるみかん栽培や、豚・牛・ブロイラー等の畜産、花卉やイチゴ等の施設園芸などが中心となっています。

多良岳から有明海に連なる中山間地の斜面を利用した階段状の畑では主にみかん栽培、川沿いの扇状地として開けた圃場では水田やハウス栽培の施設園芸、集落から離れた山間部では比較的規模の大きな施設による畜産業が営まれています。

2020年農林業センサスでは、総農家数は712戸、農家人口は1,387人となっています。総農家数は2000年の1,056戸から344戸減少し、そのうち自給的農家はほぼ変動はなかつたものの、販売農家は350戸減少しています。また、農家人口は2000年の4,648人から3,261人も減少しています。

このように、農業を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の高齢化や担い手の減少、産地間の競争の激化や輸入野菜等の増加による価格の低迷、安心安全な農産物を求める消費者指向への対応、家畜排泄物の適正な処理など、解決すべきさまざまな課題が山積しています。

農業の持続的な発展を図るため、担い手の確保及び担い手への集積や計画的な基盤整備、有害鳥獣被害の防止等に重点を置き、より安全で安心な農産物づくりや収益性の高い園芸作物の導入推進が必要となっています。

イ 林業

本町では、山林が総面積の約1/2を占め、そのうち町有林は1,543haで、山林面積の約1/3を占めています。

本町の山林は、先人の植林や保育により大事に守り育てられてきましたが、近年、安い外国産木材の輸入の増加や木材需要の減少等により、木材価格が著しく低迷しており、林業に対する投資が進まない状況の中、平成25年度に町内の民有林3,748haのうち70%の森林について森林経営計画を策定し、林業経営の安定を図っているところです。

また、水源涵養や国土保全など森林の持つ多面的機能にこれまで以上に着目し、林業が産業として経営が成り立つような施策を講じる必要があります。さらに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、循環型社会を構築するうえでも、再生利用が可能で環境にやさしい木材の利用拡大を図ることが必要となっています。

ウ 水産業

本町は、有明海の豊かな海の恵みを受けて、タイラギの潜水漁業や、竹崎カニ、コハダ(コノシロ)、エビ、タコ、クラゲなどの漁船漁業、竹崎カキ、アサリ、ノリの養殖など、多彩な漁法が存在します。

しかしながら、近年の海況の変化によって漁獲量が激減し、厳しい漁家経営が続いているま

す。ノリ養殖についても、本町を含む有明海西南部において栄養塩不足が頻発しており、ノリ漁業者を悩ませています。このような状況に対し、有明海の海況悪化の原因究明は長年行われているものの、複合的な要因が考えられ、原因は未だ特定されておらず、今後の有明海漁業の未来が危惧されています。

第5次太良町総合計画でも「有明海の再生」という目標を掲げていますが、実現には至っていません。しかしながら、有明海の再生の目標は長期的な視野で堅持しながら、漁業の現状を少しづつでも改善できるような施策を進める必要があります。

また、このような厳しい漁業経営に対し、出稼ぎや転業、廃業する漁業者も出てきており、後継者不足や高齢化が深刻化する中、これから漁業の担い手の確保・育成の対策が急務となっています。

工 商工業

本町の商業は、自家用車依存社会の進展や、インターネット、スマートフォン等の普及による消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出し、町内の小売店は店舗数、販売額ともに減少しています。

また、製造業は、経済のグローバル化によって激化した競争の中で、厳しい環境に置かれています。

商工業環境は、高齢化や人口減少によって一層厳しさを増しており、商工会との連携により、商工事業者個々の経営の革新、サービスの向上等を促していくことが重要です。

才 観光

本町は、西は貴重な動植物が残されている自然豊かな多良岳山系、東は広大な干潟が広がる有明海に面し、山の幸、海の幸などの観光資源として活用できる素材が豊富にあります。

これら既存の観光資源に加え、海中鳥居が佐賀県遺産に登録されたことなどから、観光客数は堅調に推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から観光客数は減少に転じています。

このような状況の中、旅行への意識が変化し、手軽に行ける近場への旅行が増加していることを踏まえ、地域の特色を地域の人々に知ってもらうような施策を展開し、ホームページやSNS等のさまざまな媒体を介して、太良町の魅力を発信し、新たな交流人口の増加を促していく必要があります。

また、たら竹崎温泉を有し、竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかんなどの観光資源に加えて、農畜産物の食材にも恵まれていることから、あらゆる業種の参画により、太良町の魅力を活かした資源の磨き上げを促進する必要があります。

このような観点から、観光による地方創生を念頭に置き、通年型観光の確立や「食」をテーマとした観光メニューの創出など、関係団体等との協働による「観光地域づくり」を実現するため、行政と観光協会が一体となった組織づくりが必要です。

(2) その対策

ア 農業

- 安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう生産基盤の総合的な整備に努め、遊休農地の有効活用や園地基盤の再整備を推進します。
- 農地の流動化を促進し、認定農業者や新規就農者を育成し、効率的な農業経営の確立を図ります。
- 意欲ある担い手農家への支援や後継者の確保、他産業からの新規就農促進のための施策を推進し、耕作放棄地の抑制を図ります。
- 本町農業の粗生産額の半分以上を占める畜産業においては、外国産の輸入品と対抗できる品質と、安心安全にこだわったものを生産できるよう支援します。
- 消費者ニーズに適合した農産物を選択し、生産性・収益性の高い作物の導入を推進し、農業経営の安定化を図ります。
- 鳥獣被害防止を図るため、地域ぐるみによる被害軽減対策の検討、捕獲や防護柵の設置の継続的な推進並びに作物残渣、放任果樹の除去の指導などの対策を講じます。
- 農業の生産性及び労働環境の向上を図るため、農道の整備を推進します。

イ 林業

- 国土保全や水源涵養、環境保全、野生生物の生息環境の保護など、森林の持つ公益性の維持・増進と生産性の向上を図り、調和のとれた森林経営を目指します。
- 森林施業の簡素化と効率化を図るため、林道や作業道の新設・改良など、林道整備の促進に努めます。
- 森林組合を中心として林業就業者の確保と育成に努め、継続的な育林作業による多良岳材のブランド化を図り、販売価格の安定化等による経営健全化を目指します。
- 太良町公共建築物における木材の利用促進に関する方針に基づき、県の木材利用に関する事業を活用し、公共施設への地元木材の利用拡大を図ります。

ウ 水産業

- 豊かな有明海の再生に向けて、赤潮の原因や貧酸素状態の発生のメカニズムの早期解明など、環境整備や資源の保全を国や県が主体的に対策を講じるよう積極的に働きかけます。
- 漁船漁業の振興を図るため、増殖礁の整備やタイラギなどの二枚貝を食べるナルトビエイの駆除など、沿岸漁場の総合的整備・開発を推進するとともに、佐賀県有明海漁業協同組合と連携し、クルマエビ、幼カニ等の種苗の放流などを中心とした栽培漁業を推進します。
- 漁業従事者の高齢化が進展する中、将来の太良町漁業の担い手の確保・育成を目的に実施してきた親元就漁支援事業を継続しつつ、新たな施策を展開し、後継者づくりと人材の育成に努めます。
- 竹崎カニ、竹崎カキ、コハダのブランド力を高めるため、対外的なPRを積極的に進め、販売量の拡大を図ります。また、市場外流通による販路開拓等で魚価の高単価を目指し、

漁業者の所得向上を図ります。

エ 商工業

- 商工会等の関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体质の改善と経営基盤の強化を促進します。また、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体质の強化を促進します。
- 商工会や地域金融機関と連携し、創業相談に関する相談窓口の充実を図ります。
- 町内事業者の安定した経営の持続のためには、後継者問題への対策が必要であるため、関係団体が行う事業継承に関するセミナーの活用を推進します。

オ 観光

- 観光協会を核とした情報発信を継続し、ホームページやSNSの活用の充実を図り、テレビ等のメディアを利用した観光PR活動を推進します。
- 既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、地域の良さを地域の人々が知つてもらうような町内観光・交流資源のネットワーク化を図り、通年型観光の確立を目指します。
- 広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など、地域が一体となった観光振興策を推進します。
- 自然・歴史・文化・人々等とふれあえる太良町独自の体験型観光を確立し、関係団体と連携を図り、地方創生施策を推進します。
- 竹崎カニ、竹崎カキ、たらみかんなど、町内特産品の「食」をテーマとした観光メニューの拡充を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	園芸農業者育成支援事業 土地改良整備事業 広域農道（舗装・補修） L=5,930m、W=8.0m	太良町 太良町 太良町	
	林業	町有林造林事業 林道多良岳横断線（改良） L=125m、W=5.0m	太良町 太良町	

	林道古賀倉線（改良） L=300m、W=3.6m	太良町	
	林道多良岳線（改良） L=640m、W=4.0m	太良町	
	作業道上床線（改良） L=168m、W=3.5m	太良町	
	多良岳橋（林道多良岳横断線） L=61.4m、W=6.6m	太良町	
	経ヶ岳橋（林道多良岳横断線） L=19.5m、W=6.0m	太良町	
(2) 漁港施設	漁港施設整備事業	太良町	
(9) 観光又は レクリエー ション	竹崎城址展望台公園改修事業 中山キャンプ場改修事業 道の駅太良改修事業	太良町 太良町 太良町	
(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	中山間地域等直接支払交付金事業 【事業内容】 農業生産条件が不利な地域において農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。 【事業の必要性】 農業生産条件が不利な地域である中山間地域等の農地を保全し、多面的機能を守っていくために必要である。 【事業効果】 中山間地域等における耕作放棄地の発生防止により、適切な農業生産活動を通して多面的機能が確保できる。	太良町	
第1次産業	中山間地域等直接支払交付金事業 【事業内容】 農業生産条件が不利な地域において農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。 【事業の必要性】 農業生産条件が不利な地域である中山間地域等の農地を保全し、多面的機能を守っていくために必要である。 【事業効果】 中山間地域等における耕作放棄地の発生防止により、適切な農業生産活動を通して多面的機能が確保できる。	太良町	

	<p>有害鳥獣駆除対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>有害鳥獣を駆除した場合に、その駆除経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産を確保するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を減らすことで、農業経営の安定化及び豊かな自然環境の保全が図られる。</p>	太良町	
	<p>有害鳥獣被害防止対策事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止するため電気牧柵等を購入した場合に、その購入経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を防止し、農業生産を確保するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害を減らすことで、農業経営の安定化が図られる。</p>	太良町	
	<p>親元就農支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>農業後継者として就農した者（50歳未満）に対し、給付金を給付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>農業従事者の高齢化及び後継者不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>農業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	太良町	

	<p>森林整備担い手育成基金助成事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>森林整備の担い手の確保・育成のために、技術・技能の向上、労働安全衛生の充実、福利厚生の充実など就労環境の整備等を行った場合に、その整備等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>森林の持つ多様な公益的機能の高度発揮と活力ある山林社会の維持・発展を図るために、森林整備の担い手の確保・育成が必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>森林整備の担い手を確保、育成することで、森林の適切な施業管理による森林の多面的機能が確保され、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	太良町	
	<p>親元就漁支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>漁業後継者として就漁した者（50歳未満）に対し、給付金を給付する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>漁業従事者の高齢化及び後継者不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>漁業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	太良町	
	<p>漁業従事者事業継続支援事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>漁業経営を行う者（40歳以下）に対し、給付金を給付する。</p>	太良町	

		<p>【事業の必要性】 漁業従事者の高齢化及び担い手不足を解消するために必要である。</p> <p>【事業効果】 漁業の担い手を確保、育成することで、継続的な基幹産業の維持・振興が図られる。</p>	
観光	納涼夏まつり開催事業	太良町	
	<p>【事業内容】 納涼夏まつりを企画・運営する団体に対し、その運営経費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 観光客（交流人口）の獲得・拡大と、町民の親睦を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 観光客の誘客と、町民の郷土意識の高揚が図られる。</p>	太良町	
(11) その他	観光情報発信事業	太良町	
	<p>【事業内容】 マスメディア等を利用して、魅力ある観光情報を発信する。</p> <p>【事業の必要性】 観光客（交流人口）の獲得・拡大を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 太良町のイメージ・認知度の向上により、観光客の誘客が図られる。</p>	太良町	
	林業総合センター改修事業	太良町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
太良町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町では、難視聴対策として平成17年度までに町内全域にケーブルテレビ施設を整備し、山間部を中心に町内の6割以上の世帯がケーブルテレビサービスを利用しています。

しかしながら、施設整備後15年が経過し、HFC方式で整備した設備の維持管理が困難となっているため、FTTH方式への転換を早急に進める必要があります。

また、本町は数年前まで県内唯一の光プロードバンド未整備地域でしたが、平成30年度までに町内全域に光ファイバ網を整備し、情報通信基盤の地域格差を解消しました。

(2) その対策

○難視聴対策で整備したケーブルテレビ施設については、引き続き多くの町民が快適な環境で利用できるよう、現在のHFC方式からFTTH方式（光化）への移行を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	ケーブルテレビ施設光化整備事業	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町を南北に縦断する国道 207 号は、有明海沿いに鹿島市と諫早市を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしています。年々改良が行われ、道路事情は改善されていますが、一部において歩道の未整備区間もあり、交通事故防止や歩行者の安全確保のためにも早期の整備が必要です。

県道については、竹崎・上田古里線の改良をはじめ、平成 30 年 2 月には多良岳公園線の改良計画区間の事業が完成し、地域住民はもとより道路利用者の利便性が図られています。町道については、町民の生活に欠かせない重要なライフラインであるため、町民からの道路整備に関する要望も多くなっています。しかしながら、本町は傾斜地が多く集落が散在しており、建設コストが高くなるため、山間部では辺地対策事業債を活用し、その他の地区においても 1.5 車線化等により整備を行っていますが、なかなか整備が進まない状況が続いています。また、山間部の道路は、幅員も狭く危険箇所も多いことから早期の改良が必要で、路面の傷みが激しい箇所も多く、舗装補修も必要な状況です。

橋梁についても、架設後 50 年を超える橋梁が、令和 13 年度には全体の 8 割を占めることとなり、老朽化が懸念されています。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検及び補修を進めていく必要があります。

イ 交通

鉄道については、JR 長崎本線の普通電車が主に通勤・通学に利用されていますが、昼間の運行本数が少なく、地域の生活の足としての機能を果たしているとは言い難い状況です。また、九州新幹線西九州ルートが 2022 年秋に開業することに伴い、肥前山口駅～諫早駅間が上下分離方式により運行されることが決まっており、引き続き地域を支える鉄道としての役割を果たすとともに、沿線地域の振興策が求められています。

路線バスについては、鹿島市と太良町間の国道 207 号を民間バス会社が生活交通路線バスとして運行しています。高齢者等の交通手段を持たない移動制約者にとって無くてはならない交通手段ではあるものの、バスの利用者は少なく、国や自治体の支援なしでは運行が継続できない状況となっています。

このような状況の中、令和 3 年 4 月より町内を巡回するコミュニティバスの運行を始め、町民の生活の足として利用されています。

(2) その対策

ア 道路

○国道及び県道については、地域住民に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、国や

県へ働きかけます。

- 町道については、国の交付金や辺地対策事業債、過疎対策事業債等を活用し、国・県道や広域農道、林道を結ぶ連絡道路の整備を進め、地区内の側溝整備や1.5車線化等により、生活道路としての利便性の向上に努めます。
- 橋梁の安全確保のため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検、調査及び補修を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

イ 交通

- 令和3年4月より運行を始めたコミュニティバスについては、利用者のニーズに合わせた運行形態を検討し、利便性の向上に努めます。
- 九州新幹線西九州ルート開業の機会を活かし、県やJR長崎本線沿線市町をはじめ、関係団体と連携し、交通の利便性向上や地域の魅力づくりなど、新たな取り組みを検討します。
- 民間バス会社で導入している交通系ICカードやバスロケーションシステムについて、その普及と利便性を町民に周知し、新規利用の取り組みを支援します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道喰場・中道線（改良・舗装） L=235m、W=5.0m 町道片峰線（改良・舗装） L=200m、W=5.0m 町道小田線（改良・舗装） L=250m、W=5.0m 町道間石岳線（改良・舗装） L=320m、W=5.0m 町道中尾線（改良・舗装） L=850m、W=5.0m 町道中畑・青木平線（改良・舗装） L=100m、W=5.0m 町道古賀線（改良・舗装） L=170m、W=5.0m	太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町 太良町	

	町道里・長川原線（改良・舗装） L=100m、W=5.0m	太良町	
	町道亀ノ浦・道越線（舗装） L=120m、W=5.2m	太良町	
	町道油津中央線（舗装） L=270m、W=3.0m	太良町	
	町道南木庭線（舗装） L=800m、W=8.4m	太良町	
	町道大野線（舗装） L=700m、W=7.0m	太良町	
	町道道越臨港線（舗装） L=240m、W=6.0m	太良町	
	町道川北線（舗装） L=950m、W=5.5m	太良町	
	町道広江線（舗装） L=600m、W=5.0m	太良町	
	町道亀ノ浦神社線（舗装） L=150m、W=4.0m	太良町	
	町道栄町・北町線（舗装） L=250m、W=4.5m	太良町	
	町道嘉瀬ノ坂線（舗装） L=300m、W=3.0m	太良町	
	町道嘉瀬ノ坂開拓線（舗装） L=200m、W=7.0m	太良町	
	町道維持補修事業（舗装・側溝整備等）	太良町	
橋りょう	井手川内橋（町道川北線） L=10.7m、W=3.6m	太良町	
	安永橋（町道川北線） L=3.6m、W=3.0m	太良町	
	蝶円橋（町道栄町・古賀線） L=6.25m、W=2.85m	太良町	
	豊足橋（町道瀬戸・片峰線） L=32.53m、W=3.6m	太良町	
	保立橋（町道片山線） L=56.0m、W=6.2m	太良町	

		風配橋（町道亀ノ浦・金目線） L=4.95m、W=8.8m	太良町	
		柳渡橋（町道大浦支所線） L=4.84m、W=7.55m	太良町	
		友尻橋（町道県境線） L=18.0m、W=6.0m	太良町	
		津ノ浦橋（町道今里・津ノ浦線） L=16.1m、W=3.57m	太良町	
		嫁川橋1号（町道栄町・北町線） L=8.8m、W=5.0m	太良町	
	その他	交通安全施設整備事業	太良町	
(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通		生活交通路線バス運行事業 【事業内容】 生活交通路線の運行を行う乗合バス事業者に対し、運行経費の一部を補助する。 【事業の必要性】 移動制約者の移動手段として必要な公共交通機関であるバス路線の運行を維持するために必要である。 【事業効果】 地域住民の福祉の向上につながる。	太良町	
		コミュニティバス運行事業 【事業内容】 町内を巡回するコミュニティバスを運行する。 【事業の必要性】 町内の交通空白地を解消し、地域の活性化及び均衡ある発展を図るために必要である。	太良町	

		<p>【事業効果】</p> <p>地域住民の福祉の向上につながる。</p>		
--	--	---------------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の町営水道は、上水道と簡易水道・飲料水供給施設があり、令和2年度末の普及率は98.1%で、接続はほぼ完了しています。

上水道は、多良地区の起伏の少ない扇状地の比較的民家が密集する地域に、計画給水人口5,700人、一日最大給水量2,200m³を給水し、企業会計で運営しています。

簡易水道・飲料水供給施設は、伊福地区、多良地区の一部、大浦地区及び民家が点在する山間部に施設が分散し、計画給水人口7,563人、一日最大給水量2,416m³で13箇所の施設より給水し、特別会計で運営しています。現在、令和5年度に企業会計へ移行する準備を進めていますが、地理的要因により点在する施設の集約・規模縮小等が難しいため、経営的に厳しい状況が続いています。

現在、人口減少や節水機器の普及等により、水道料金収入は減少傾向にあります。それに反して、施設等の老朽化の進行、耐用年数の経過など、施設の更新に係る費用は増大することが見込まれます。

イ 下水処理施設

令和元年度末の汚水処理人口普及率は、全国平均が91.7%、県平均が84.7%、本町は46.7%で、下水処理施設整備が大幅に遅れています。

町が管理する下水道施設は、竹崎地区漁業集落排水施設の1施設のみで、平成13年供用開始後20年が経過し、各種機器が既に耐用年数を迎えており、老朽化に伴う機器更新等の増加が課題となっており、計画的な整備を図る必要があります。

また、年間使用料が全体収入の13.5%と非常に少なく、経費の多くを一般会計からの繰出金に頼っており、経営健全化を図るために、使用料の見直しは必要不可欠となっているものの、家庭用合併処理浄化槽の維持管理費との比較では大差がないため値上げは困難な状況です。

その他の地域での下水処理は、個人設置の家庭用合併処理浄化槽による普及を目指しており、平成22年度からは町単独の補助金上乗せを継続し普及促進を図っています。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、「ごみ処理広域化計画」に基づき、佐賀県西部に位置する伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町の4市5町で構成する一部事務組合の佐賀県西部広域環境組合において運営を行っています。

本町のごみ搬入量の推移は横ばい傾向にあり、ごみの減量・再利用に対する住民一人ひとりのさらなる意識の向上を促進する必要があります。

また、し尿処理については、鹿島市、嬉野市を含めた2市1町による一部事務組合である

鹿島・藤津地区衛生施設組合において処理を行っていますが、施設の老朽化対策が課題となっています。長寿命化を図るために大規模な改修工事が平成27年度で完了しましたが、安定した運転を持続していくためにも、計画的な維持管理が必要です。

エ 火葬場

町営の火葬場は、平成22年度に新たに整備し、平成23年度より指定管理者による管理運営を行っています。現在は比較的損傷が少ない状況であるものの、建設から約10年が経過しており、経年による老朽化は避けられない問題で、施設を維持しながら住民サービスの低下を招かぬよう適切な管理運営を図る必要があります。

オ 消防施設

現在、消防団が使用する車両等については、小型動力ポンプ積載車23台、ポンプ車3台、小型動力ポンプ23台を配備し、更新期間20年で運用しています。設備の計画的な更新を行い、消防力の維持強化を図っていますが、車両やポンプ本体の価格の高騰と、修繕等に係る維持費用の増加が懸念されます。

カ 公営住宅等

本町は、公営住宅（RC造）を78戸（4団地9棟）、公営住宅（木造）を1戸（1団地1棟）、特定公共賃貸住宅を2戸（1団地2棟）、特定優良賃貸住宅を52戸（2団地6棟）の計133戸の公営住宅等を所有管理しており、常に満室の状況です。

老朽化が激しい公営住宅（木造）については、取り壊しを含めた検討を行っています。

公営住宅（RC造）については、建設から30年以上が経過しており、維持管理を計画的に実施していく必要があります。また、入居者の高齢化が進んでおり、手すりの設置、バリアフリー化、エレベーターの設置など検討課題が山積しています。

（2）その対策

ア 水道施設

- 令和5年度からの簡易水道事業の企業会計への移行後、長期的な施設整備計画（老朽化・耐震化対策）の立案を進め、今後30年程度を目途に施設整備を図ります。
- 財源となる料金収入は今後増加が見込めないため、さらなる経営改革により収支バランスの改善を図り、適切な維持管理及び安心安全で安定的な水の供給に努めます。

イ 下水処理施設

- 竹崎地区漁業集落排水施設の安全かつ持続可能な運営のため、計画的な設備更新を行うとともに、経費節減等の経営健全化を図ります。
- 竹崎地区以外の地域については、地形的な制約から集落排水事業等の共同下水処理システムでは効率化が見込めず、財政負担も多大になることから、家庭用合併処理浄化槽の普及

を推進し、トイレの水洗化や生活雑排水の処理による生活環境の改善はもとより、河川等公共用水域の水質保全を促進します。

ウ 廃棄物処理施設

○ごみ処理については、今後も生ごみ処理用のコンポストや家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助を継続し、リサイクル率向上に向けた分別収集の啓発に努め、行政と住民が一体となり、ごみの減量化や資源化、再利用化に取り組み、環境に対する意識の高揚を図ります。

○し尿処理については、鹿島・藤津地区衛生施設組合の処理施設の効率化を図り、安定した維持管理運営に努めます。

エ 火葬場

○火葬場の安定稼働及び長寿命化を図るため、適正な管理を行い、予防保全の考え方による施設の点検・診断により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、計画的な修繕・更新に努めます。

オ 消防施設

○人口減少による消防団組織の再編や条例定数の見直しを行い、車両台数等の計画的な削減を図ります。また、機械の高性能化に伴い、更新期間20年の延長についても検討を進めます。

カ 公営住宅等

○老朽化に伴う建替えはコストの面からも容易ではないため、長期的な活用を目指し、施設の劣化影響への低減、耐久性の向上、維持管理の容易性向上の観点から、予防保全的な維持管理を推進します。また、施設の改修には多額のコストを要するため、国庫補助等を活用し事業の進捗を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	上水道施設改良事業	太良町	
	簡易水道	簡易水道施設改良事業		太良町

	(2) 下水処理 施設		
その他	竹崎地区漁業集落排水施設改修事業 合併処理浄化槽整備事業	太良町 太良町	
(4) 火葬場	火葬場改修事業	太良町	
(5) 消防施設	消防設備整備事業	太良町	
(6) 公営住宅	公営住宅等改修事業	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本町は、少子化が加速度的に進行している一方で、子育て世代の女性就業率が高く、3世代同居家族においても、祖父母が就業している家庭が多い状況となっています。人口減少時代に入り、すべての人々が社会の担い手となることが期待されている中、本町においても、高齢者の社会参加、女性の社会進出が当然の環境となっており、仕事と家庭の両立に励む子育て世代を多面的に支援する施策が必要です。

イ 高齢者福祉

本町は、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、総人口に占める65歳以上の人口比率が2015年で34.9%となっており、将来推計では2035年には45%を超えるものと予測されています。

このような状況を踏まえ、地域活力の維持のためには、健康寿命の延伸と介護予防の取り組みが不可欠であり、必要な人に必要な量の支援やサービスを提供する体制を確保する必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる社会を形成する「地域包括ケアシステム」の実現とその高度化が課題となっています。

ウ 障害者福祉

本町では、障害者の高齢化による障害の重度化・重複化とともに、介護者の高齢化も進行しており、支援が必要な障害者が増加傾向にあります。

また、時代とともに障害者が抱える生活問題や支援ニーズも多様化・複雑化しており、地域や利用者の実情に合わせた障害福祉サービスを充実させるため、相談支援体制を整備するとともに、町独自のサービスを検討する必要があります。

エ 健康づくり

本町では、「健康寿命の延伸」を目標に、国民健康保険の被保険者が受診する特定健診や、がん検診の受診を奨励し、病気の早期発見、早期治療を目指しています。特定健診の結果に対する保健指導では、高血圧症が多く、重点的に改善指導を行っています。また、糖尿病の所見者が増加傾向にあるため、糖尿病の発症予防、重症化対策の保健指導にも重点を置く必要があります。

母子保健については、以前は、親が子に「子育て」を伝授してきましたが、核家族化が進行しているため、健診時の相談やSNSを利用した情報提供などの支援を行っています。

歯科保健については、妊娠歯科健診、幼児期の歯科健診、フッ化物塗布の効果により、う蝕保有率が改善されています。また、令和3年度からは、成人を対象に歯周疾患検診を始め

ており、糖尿病対策にも効果があるものと期待しています。

(2) その対策

ア 児童福祉

- 多様な教育・保育のニーズに合わせて、障害児保育、延長保育など、適切なサービス提供に努めます。また、子育てに関するボランティアの育成を図り、子育て相互支援事業等を推進します。
- 学童を持つ保護者の就労を支援するとともに、安全・安心な放課後環境を実現させるため、放課後児童健全育成事業を推進します。
- 子育てに関する悩みや不安を解消できるよう、関係部署や関係団体との連携を密にして相談・指導体制を充実させ、親同士がふれあい、相互に相談し学び合える機会の充実を図ります。
- 働きながら子育てをする家庭の支援のため、育児を含め家庭生活における男性の参加を職場などにも働きかけ、仕事と育児を両立できる環境づくりに取り組みます。また、保育所保護者負担金の軽減や保育園等の副食費の支援を通じて育児支援を進めます。

イ 高齢者福祉

- 概ね65歳以上の高齢者を対象に、さまざまな介護予防教室を開催し、参加者が楽しみながら介護予防活動ができる生きがい対応型デイサービス事業を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の状態や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な介護保険サービスの利用につなげます。そのために、生活支援体制整備事業により協議体を設けて、地域の課題を抽出しながら地域包括ケアシステムの実現を目指します。
- 高齢者の食事をサポートする配食サービスや、常時紙おむつが必要な高齢者に対して必要な資材を提供するなど、町独自のきめ細かなサービスを実施します。また、一人で外出することが困難な高齢者に対し、外出支援サービス等の支援を行い、社会参加を促進します。
- 町内の介護サービス提供事業所は、恒常的な人材不足の状況にあるため、就職支援や住居支援等を行い、介護人材の確保を図ります。
- 認知症に対する理解と啓発を進め、認知症の予防対策を推進します。
- 高齢者虐待の防止に努め、成年後見制度を活用して高齢者の権利擁護を推進します。
- 単位老人クラブ、老人クラブ連合会活動の支援を行うとともに、シルバー人材センターをはじめ高齢者雇用の推進を図ります。
- 総合福祉保健センターの施設改修や機能強化を行い、高齢者の交流拠点を整備拡充します。

ウ 障害者福祉

- 障害のある人が地域で生活するためには、在宅サービスのほかさまざまな福祉サービスを重層的に提供する必要があるため、相談体制と生活支援事業の充実を図り、地域自立支援

協議会の機能強化に努めます。また、多様なニーズに対応できるよう、有償ボランティアの育成や町独自サービスの充実に努めます。

○ノーマライゼーションを進めるため、広報・啓発活動、福祉教育、交流事業を推進します。

また、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、施策の充実を図ります。

○障害児教育、特別支援教育の充実を図ります。支援を必要とする児童は増加傾向にあり、状態も多様化しているため、支援の継続と支援員の確保に努めます。

○障害者の社会参加の促進を図り、障害者の就労のための就労支援体制を整備します。

エ 健康づくり

○特定健診及びがん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少していますが、感染予防対策と健(検)診の有効性の啓発を行い、受診率の向上を目指します。また、保健指導については、本町の現状を分析するとともに、保健指導に関する知識を研修等で修得し、実践につなげます。

○母子保健については、子育て世代包括支援センターを令和2年10月に設置し、産前から産後までの相談に対応し支援をしています。支援員の入材確保に努め、さまざまな相談に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

○歯科保健については、保育園・小中学校におけるフッ化物洗口の事業継続を支援します。また、成人の歯周疾患検診の受診率向上を図るため、受診勧奨を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	保育所障害児保育推進事業 【事業内容】 障害児等を受け入れる体制を整備した 保育所等に対し、補助金を交付する。 【事業の必要性】 働きながら子育てをする家庭を支援す るために必要である。	太良町	

		<p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p> <p>保育所延長保育促進事業</p> <p>【事業内容】 長時間の開所ができる体制を整備した保育所等に対し、補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 働きながら子育てをする家庭を支援するに必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	
		<p>保育料負担軽減事業</p> <p>【事業内容】 保育所等に児童を入所させる保護者の負担金の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 保護者の保育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	
		<p>保育所副食費助成事業</p> <p>【事業内容】 保育所等に満 3 歳以上の児童を入所させる保護者が負担する副食費の一部を補助する。</p>	太良町	

		<p>【事業の必要性】 保護者の保育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	
		<p>子どもの医療費助成事業</p> <p>【事業内容】 高校生以下の子どもに係る医療費の一部を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 子どもたちが安心して、必要な医療を受けるために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町
		<p>誕生祝金交付事業</p> <p>【事業内容】 出生届けを提出した町内に住所を有する保護者に対し、誕生祝金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世代の定着化と、人口減少を抑制するために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町

	高齢者・障害者福祉	介護職員等就職支援事業 【事業内容】 町内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した者に対し、就職支援として補助金を交付する。 【事業の必要性】 介護需要に応えられる人材を確保するために必要である。 【事業効果】 介護施設等において安定した介護サービスを提供することができる。	太良町	
		生きがい対応型デイサービス事業 【事業内容】 介護保険サービス対象外の高齢者に対し、看護師等による専門的指導を行いながら、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供する。 【事業の必要性】 高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。 【事業効果】 高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。	太良町	
		外出支援サービス事業 【事業内容】 一般の交通機関を利用する事が困難な高齢者に対し、病院や公共施設等への送迎サービスを提供する。 【事業の必要性】 高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。 【事業効果】 高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。	太良町	

	食の自立支援事業	太良町	
	<p>【事業内容】 ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、身体的な衰えなどにより調理をすることが困難な世帯に対し、配食サービスを提供し、利用者の安否確認を行う。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者の介護予防・健康づくりの推進のために必要である。</p> <p>【事業効果】 高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立して生活を送ることができる。</p>		
健康づくり	妊婦・乳児健診事業	太良町	
	<p>【事業内容】 妊婦の定期健康診査と乳児の健康診査（出生後4ヶ月、7ヶ月の2回）を行う。</p> <p>【事業の必要性】 妊婦、乳児の健康の保持及び増進のために必要である。</p> <p>【事業効果】 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>		
	各種健(検)診事業	太良町	
	<p>【事業内容】 健康診査、がん検診等を行う。</p> <p>【事業の必要性】 悪性新生物や健康の異常を早期に発見し、早期治療につなげるために必要である。</p> <p>【事業効果】 健康寿命の延伸につながる。</p>		

	(9) その他	総合福祉保健センター改修事業	太良町	
--	---------	----------------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内には、町立病院1施設、一般診療所2施設、歯科診療所3施設の計6施設の医療機関が開設しております。太良町の医療を担っています。

町立太良病院は平成18年に改築し、地域の中核病院として、これまで地域密着の診療を行ってきました。その間人口減少は進行し、高齢化率も27.5%から38.3%と大きく増加しており、医療需要に対応した医療体制を構築する必要があります。また、地域包括ケアシステムの中心として地域医療介護に携わっており、訪問診療や訪問看護、リハビリテーション等の需要は今後も増加が予測されます。

施設整備については、改築後15年が経過しており、空調設備や医療機器等の更新が順次必要な状況にあり、特にリハビリテーション室の拡張が喫緊の課題となっています。開設当初はスタッフ3名体制でしたが、現在18名で対応しており、外来個別リハビリテーション患者数も平成18年度と比較すると、令和2年度では年間12,657人(7.6倍)の増加となっています。現在のスペースでは対応が困難となっており、安全にリハビリテーションの提供を行うためにも、リハビリテーション室の拡張が急務となっています。

救急医療の確保については、本町で唯一対応している病院であるため、一次・二次救急の受け入れ体制を維持していく必要があります。しかしながら、人口減少に伴い、スタッフの確保も困難となってきており、医師をはじめ医療スタッフの確保対策が課題となっています。

(2) その対策

- リハビリテーション室の拡張や空調設備・医療機器の更新など、医療提供に支障が生じないよう適切な施設の維持管理に努めます。
- 医療スタッフの確保対策を図り、町民が安心して利用できる医療体制の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	町立太良病院リハビリテーション室整備 事業 町立太良病院空調設備改修事業	太良町 太良町	

		町立太良病院医療機器整備事業	太良町	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院		医師確保対策事業 【事業内容】 大学医局へ医師派遣の依頼をするとともに、民間派遣会社等を利用して医師の確保を図る。 【事業の必要性】 医療提供体制を維持していくために必要である。 【事業効果】 安心して暮らせる地域医療体制が確保できる。	太良町	
その他		在宅当番医制事業 【事業内容】 嬉野市と共同で、休日の救急医療体制を確保する。 【事業の必要性】 休日に急病になったときなどに、必要な医療を受けられるために必要である。 【事業効果】 安心して暮らせる救急医療体制が確保できる。	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の学校は、小学校2校、中学校2校で、1校区内にそれぞれ小中学校が設置されており、小中連携、小中一貫教育を行ううえで最適の環境となっています。

児童生徒数は、昭和56年度に約2,000人でしたが、平成21年度で約1,000人、令和2年度で約570人と減少の一途をたどっています。

少子高齢化、核家族化が着実に進行し、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化している中、未来を担う子どもたちに必要な「生きる力」を身に着けさせる主体的かつ特色ある教育を行うため、特別支援教育の充実、教育相談の体制整備、情報化社会に対応するためのICT教育の整備と充実、学校に登校できない児童生徒への支援体制、子育て環境の支援のための安全で安心な給食の提供など、継続して進めていく必要があります。

イ 生涯学習・社会教育

本町では、多くの町民が中央公民館や大橋記念図書館等の社会教育施設を利用し、さまざまな学習活動が行われています。

近年、生涯を通じて生きがいのある人生を過ごしたいという学習意欲は一層高まりつつあり、町民が生涯にわたって自由に学ぶことができる環境づくりが求められています。このため、町民のニーズを的確に捉え、特色ある学習講座を開設するとともに、社会教育施設の充実を図る必要があります。

ウ スポーツ・レクリエーション

本町では、「町民皆スポーツ」を目指し、総合型地域スポーツクラブを設立し、スポーツ教室や健康教室等を実施しています。

また、太良町体育協会と連携を密にして、各種スポーツ大会等を企画し、スポーツ団体及び指導者の育成など、生涯スポーツの振興に努めています。

(2) その対策

ア 学校教育

- 「生きる力」となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成するため、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育む学習活動の充実、体育・食育の充実を図ります。
- 「Society5.0」の時代に対応できる児童・生徒を育成するため、ICTを活用した学習環境の充実を図り、情報活用能力やメディア・リテラシーを高める教育を推進します。
- 障害や個々の特性に応じた特別支援教育の支援体制及び教育相談活動の充実を図り、児童

生徒と保護者が抱える不安や悩みなどに対し、丁寧かつ適切な支援を行います。

イ 生涯学習・社会教育

- 中央公民館等の社会教育関連施設の充実を図り、町民の多様な学習ニーズに対応した各種講座等の開催や、学習情報の提供に努めます。

ウ スポーツ・レクリエーション

- 子どもから大人までそれぞれの目的に合わせ、生涯を通してさまざまなスポーツを気軽に親しめる機会を提供します。また、利用者の増加を図るため、各種スポーツ教室や講習会を開催し、内容の充実に努めます。
- スポーツを通して、人づくり、健康づくり、仲間づくり、高齢者の生きがいづくり等を推進し、地域住民の心と体の健康を保持増進させ、地域全体の活性化につなげます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	小中学校受電設備改修事業 大浦小学校特別教室棟軒裏補修事業 多良中学校特別教室棟技術室改修事業 大浦中学校大規模改造事業	太良町 太良町 太良町 太良町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場空調設備整備事業 多良小学校屋内運動場改修事業 大浦中学校屋内運動場耐震対策事業	太良町 太良町 太良町	
	その他	多良中学校武道場耐震対策事業 大浦中学校武道場耐震対策事業	太良町 太良町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	B & G運動広場周辺整備事業 町営屋内プール改修事業	太良町 太良町	

	図書館	大橋記念図書館改修事業	太良町	
	その他	自然休養村管理センター研修室座席改修事業	太良町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校 I C T 支援員等配置事業 【事業内容】 授業や校内研修、環境整備、校務支援など、学校での I C T 活用を支援する I C T 支援員を各小中学校に配置する。 【事業の必要性】 I C T を活用して、次代を担う子どもに必要な資質・能力を身に付けさせるために必要である。 【事業効果】 I C T 活用したわかりやすい授業による児童生徒の学力の向上と、教師の児童生徒と向き合う時間を確保することができ、学習環境の充実を図ることができる。	太良町	
		アシスタントティーチャー配置事業 【事業内容】 外国語授業の補助を行うアシスタントティーチャーを各小中学校に配置する。 【事業の必要性】 児童生徒の外国語授業の理解を深めるため、きめ細かなサポートが必要である。 【事業効果】 児童生徒の学ぶ意欲の向上と、学ぶ習慣の育成が図られる。	太良町	

	<p>特別支援教育支援員配置事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>障害のある児童生徒の学校における日常生活の介助や、学習活動のサポート等を行う特別支援教育支援員を各小中学校に配置する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>障害や個々の特性に応じた適切な教育を行うために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>適切な指導及び必要な支援を行うことで、障害のある児童生徒が、自立し社会参加するために必要な力を養うことができる。</p>	太良町	
	<p>学校給食費補助事業</p> <p>【事業内容】</p> <p>町内の小中学校に通学する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を全額補助する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>保護者の教育に係る負担軽減を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>安心して子どもを産み育てができる環境を整備することで、定住人口の増加が図られる。</p>	太良町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

太良町公共施設等総合管理計画に定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りながら適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、多良校区に35集落、大浦校区に20集落の計55集落で構成されており、200戸を超える大規模集落から4戸の小規模集落まで、大小さまざまな集落が存在し、特に小規模集落は山間部に多く点在しています。

近年では、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の拡大による「美しい景観・環境」の悪化や、人口減少等による空き家の増加など、集落環境の衰退が問題となっており、すでに自治会の運営やコミュニティ活動に支障をきたしている地域もあります。

このため、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動を担う組織や人材の育成、強化を進める必要があります。

(2) その対策

- 空き家情報バンク制度を活用して、空き家登録物件の増加を図るとともに、移住定住促進事業を推進し、移住者の増加と転出者の抑制、町内の空き家・空き地の有効活用を促進します。
- コミュニティ活動の場となる公民館や集会所等の施設整備を支援するとともに、コミュニティ活動を担う人材の発掘、育成に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	移住定住促進事業 【事業内容】 空き家情報バンクを活用して、空き家の売買又は賃貸借契約等を行う場合に、空き家の改修や解体等に係る費用の一部を補助する。	太良町	

		<p>【事業の必要性】 空き家の有効活用と、移住・定住の促進を図るために必要である。</p> <p>【事業効果】 町民及び移住者の住居を確保することで、移住者及び定住者の増加が図られる。</p>		
--	--	---	--	--

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、西の多良岳山系と東の有明海に挟まれる形で位置し、変化に富んだ自然によって比較的山海の食に恵まれてきたことから、古来より「豊足（ゆたたり）の郷」として伝えられ、豊かな自然環境により育まれた貴重な歴史、民俗民謡等の地域文化が数多く守られて、今日に至っています。

しかしながら、先人たちにより守り育てられてきた伝統的な民芸民俗、風習や行事などの地域文化は、人口減少による後継者不足、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による行事の中止などにより、これまで継承されてきたものが消滅しようとしている深刻な状況にあります。

このため、これまで守り伝えられた伝統ある郷土の地域文化を記録・保存し、それを広く周知し、本町のPRとして活用していくことが重要です。

また、文化・芸術活動については、太良町文化連盟を中心となって活動していますが、多くの町民がさまざまな形で文化芸術活動に参加できる体制づくりが必要です。

(2) その対策

- 地域に根付く地域文化の保護とその活用推進を図ります。
- 地域文化の資料収集・保存に努め、歴史民俗資料館での公開や体験活動等により広く一般に開放し、地域文化の周知を図り、写真や映像を収集・保存し、本町のアーカイブ活動の活性化を推進します。
- 町指定史跡や指定文化財の保存整備を推進します。
- さまざまな文化や芸術の鑑賞機会を増やし、文化に対する意識の高揚を図り、町民一人ひとりが自由に文化芸術活動に参加・活動できるよう、文化連盟自らが企画立案できる体制づくりを推進します。
- 豊かな自然環境、伝統的な民芸民俗、地場産品を活用し、地域文化の指導者育成と後継者対策を推進します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では、再生可能エネルギーの普及促進のため、一部の公共施設に太陽光パネルを設置しています。低炭素社会の実現に向け、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、普及啓発活動を進める必要があります。

(2) その対策

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用促進に向けた啓発活動に取り組みます。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住	民間賃貸住宅等建設促進 事業	太良町	移住者及び定住者の 増加は地域活力の向 上につながり、その効 果は将来に及ぶもの である。
	その他	結婚祝金交付事業	太良町	若者世代の人口流 出の抑制は地域活力の 向上につながり、その 効果は将来に及ぶも のである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払交 付金事業	太良町	中山間地域等におけ る農地の保全は基幹 産業の維持・振興につ ながり、その効果は將 来に及ぶものである。
		有害鳥獣駆除対策事業	太良町	有害鳥獣による農作 物被害の軽減は農業 経営の安定化につな がり、その効果は将来 に及ぶものである。

		有害鳥獣被害防止対策事業	太良町	有害鳥獣による農作物被害の軽減は農業経営の安定化につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		親元就農支援事業	太良町	農業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		森林整備担い手育成基金助成事業	太良町	森林整備の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		親元就漁支援事業	太良町	漁業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		漁業従事者事業継続支援事業	太良町	漁業の担い手の確保・育成は基幹産業の維持・振興につながり、その効果は将来に及ぶものである。
観光		納涼夏まつり開催事業	太良町	交流人口の拡大は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

		観光情報発信事業	太良町	交流人口の拡大は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活交通路線バス運行事業	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		コミュニティバス運行事業	太良町	移動制約者の移動手段の確保は地域住民の福祉の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育所障害児保育推進事業	太良町	安心して子どもを産み育ててくことができる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
		保育所延長保育促進事業	太良町	安心して子どもを産み育ててくことができる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。

	保育料負担軽減事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	保育所副食費助成事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	子どもの医療費助成事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	誕生祝金交付事業	太良町	安心して子どもを産み育ててできる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
高齢者・障害者福祉	介護職員等就職支援事業	太良町	介護職員等の人材確保は安定した介護サービスの提供につながり、その効果は将来に将来に及ぶものである。

	生きがい対応型デイサービス事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立て生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	外出支援サービス事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立て生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	食の自立支援事業	太良町	高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立て生活を送ることは地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
健康づくり	妊婦・乳児健診事業	太良町	安心して子どもを産み育てることができる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	各種健(検)診事業	太良町	健康寿命の延伸は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展 特別事業	医師確保対策事業 自治体病院	太良町	身近な地域で安心して暮らせる地域医療体制の確保は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	その他			
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	学校 I C T 支援員等配置 事業	太良町	教育環境の充実は児童生徒の学力向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。
	義務教育			
	アシスタントティーチャー配置事業			
	特別支援教育支援員配置事業		太良町	教育環境の充実は児童生徒の学力向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

		学校給食費補助事業	太良町	安心して子どもを産み育てができる環境の整備は定住人口の増加につながり、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	移住定住促進事業	太良町	移住者及び定住者の増加は地域活力の向上につながり、その効果は将来に及ぶものである。

議案第77号

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の制定について

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

(提案理由)

太良町過疎地域持続的発展計画で産業振興促進事項に振興すべき業種として記載された業種で、500万円以上の事業用設備などを取得した者に、新たに課税されることとなった固定資産税を3年間免除し、太良町における産業振興を図るため、この案を提出する。

別紙

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（案）

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて太良町が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第4.5条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第4.5条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したもの

に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超える1億円以下である法人が行うものにあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあっては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されたこととなつた年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第78号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、多久小城医療組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させること及び神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

太良町長 永淵孝幸

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」に改め、同表第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

令和3年度太良町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度太良町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるとこころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135, 161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8, 233, 882千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月3日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

歳 入

第1表 岐 入 算 算 出 予 捕 捕 正 正

		正額			(単位:千円)
	款項	前額	補正額	額	計
12. 分担金及び負担金		24,434	118	24,552	
	1. 分担金	6,233	118	6,351	
14. 国庫支出金		761,168	33,463	794,631	
	1. 国庫負担金	460,329	20,757	481,086	
	2. 国庫補助金	297,991	12,706	310,697	
15. 県支出金		531,932	37,831	569,763	
	1. 県負担金	247,487	1,714	249,201	
	2. 県補助金	263,882	36,117	299,999	
17. 寄附金		1,104,502	20	1,104,522	
	1. 寄附金	1,104,502	20	1,104,522	
18. 繰入金		1,454,317	△140,895	1,313,422	
	2. 基金繰入金	1,450,644	△140,895	1,309,749	
20. 諸収入		155,480	14,024	169,504	
	4. 受託事業収入	1,178	47	1,225	
	5. 雑入	104,300	13,977	118,277	
21. 町債		365,636	190,600	556,236	
	1. 町債	365,636	190,600	556,236	
	歳入合計	8,098,721	135,161	8,233,882	

歳出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 領 索	補 正 領 索	計
2. 総務費		2, 451, 708	20, 816	2, 472, 524
	1. 総務管理費	2, 330, 810	20, 816	2, 351, 626
3. 民生費		1, 713, 583	16, 992	1, 730, 575
	1. 社会福祉費	1, 105, 389	3, 577	1, 108, 966
	2. 児童福利費	608, 192	13, 415	621, 607
4. 衛生費		822, 146	23, 935	846, 081
	1. 保健衛生費	542, 795	23, 553	566, 348
	2. 清掃費	279, 351	382	279, 733
6. 農林水産業費		652, 061	7, 821	659, 882
	1. 農業費	353, 814	5, 832	359, 646
	2. 林業費	217, 755	1, 989	219, 744
7. 商工費		378, 855	60	378, 915
	1. 商工費	378, 855	60	378, 915
8. 土木費		397, 045	42	397, 087
	2. 道路橋梁費	301, 411	42	301, 453

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費			3 91, 9 87	2 2, 7 1 6	4 1 4, 7 0 3
	1. 消防費		3 91, 9 87	2 2, 7 1 6	4 1 4, 7 0 3
10. 教育費			6 52, 7 9 6	1 2, 7 7 9	6 6 5, 5 7 5
	1. 教育総務費		9 8, 6 8 6	2 0	9 8, 7 0 6
	2. 小学校費		1 0 7, 3 4 4	1, 8 6 7	1 0 9, 2 1 1
	3. 中学校費		9 4, 1 9 2	3, 1 5 2	9 7, 3 4 4
	4. 社会教育費		1 2 6, 7 9 1	7, 7 4 0	1 3 4, 5 3 1
	5. 保健体育費		2 2 5, 7 8 3	0	2 2 5, 7 8 3
11. 災害復旧費			2 7, 9 3 8	3 0, 0 0 0	5 7, 9 3 8
	1. 農林水産施設災害復旧費		2 6, 8 6 6	3 0, 0 0 0	5 6, 8 6 6
	議	合計	8, 0 9 8, 7 2 1	1 3 5, 1 6 1	8, 2 3 3, 8 8 2

第2表 地方債補正
追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方 法
過疎対策事業	190,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金 及び地方公共団体金融機構資金において、利 率の見直しを行つた後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。ただし、町財政の都合により、据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(単位：千円)

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 分担金及び負担金	24,434	118	24,552	
14. 国庫支出金	761,168	33,463	794,631	
15. 県支出金	531,932	37,831	569,763	
17. 寄附金	1,104,502	20	1,104,522	
18. 繰入金	1,454,317	△140,895	1,313,422	
20. 諸収入	155,480	14,024	169,504	
21. 町債	365,636	190,600	556,236	
歳入合計	8,098,721	135,161	8,233,882	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他の	一般財源
2. 総務費	2,451,708	20,816	2,472,524	9,141	30,600		△24,600 5,675
3. 民生費	1,713,583	16,992	1,730,575	6,542		1,796	8,654
4. 衛生費	822,146	23,935	846,081	20,123		3,700	112
6. 農林水産業費	652,061	7,821	659,882	3,621	59,900	47	△55,747
7. 商工費	378,855	60	378,915				60
8. 土木費	397,045	42	397,087		59,000	△4,000	△54,958
9. 消防費	391,987	22,716	414,703		13,100	△13,700	23,316
10. 教育費	652,796	12,779	665,575	2,304	28,000	△22,080	4,555
11. 災害復旧費	27,938	30,000	57,938	29,563		118	319
歳出合計	8,098,721	135,161	8,233,882	71,294	190,600	△58,719	△68,014

2 入
(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 災害復旧費分担金	950	118	1,068	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	118	農地等災害復旧事業費分担金(過年災)
計	6,233	118	6,351			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	428,882	3,962	432,844	2. 児童福祉費負担金	3,962	施設型給付費負担金(1/2)
2. 衛生費国庫負担金	31,447	16,795	48,242	1. 保健衛生費負担金	16,795	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金(10/10)
計	460,329	20,757	481,086			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	141,586	9,141	150,727	2. 緊急経済対策費補助金	9,141	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(定額)
3. 衛生費国庫補助金	16,610	1,765	18,375	1. 保健衛生費補助金	1,765	循環型社会形成推進交付金(1/3) 1,563
7. 教育費国庫補助金	284	1,800	2,084	2. 小学校費補助金	900	学校保健特別対策事業費補助金(2/3) 202
計	297,991	12,706	310,697	3. 中学校費補助金	900	学校保健特別対策事業費補助金(1/2)

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費県負担金	247,305	1,714	249,019	2. 児童福祉費負担金	1,714	施設型給付費負担金 (1/4)
計	247,487	1,714	249,201			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	36,181	866	37,047	1. 社会福祉費補助金	55	遺家族等援護事務市町交付金 (定額)
				2. 児童福祉費補助金	811	子ども・子育て支援事業費補助金 (10/10)
3. 衛生費県補助金	3,918	1,563	5,481	1. 保健衛生費補助金	1,563	浄化槽設置整備事業費補助金 (1/3)
4. 農林水産業費県補助金	164,194	3,621	167,815	1. 農業費補助金	3,621	農業用機械等被災者支援事業費補助金 (3/10)
7. 教育費県補助金	20,127	504	20,631	5. 保健体育費補助金	504	SAGA2024新しき大会に向けた市町準備経費補助金 (2/3)
8. 災害復旧費県補助金	37,566	29,563	67,129	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	29,563	農地等災害復旧事業費補助金 (過年災97.4%・99.6%)
計	263,882	36,117	299,999			

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

3. 教育寄附金	1	20	21	1. 教育総務寄附金	20	教育総務寄附金
計	1,104,502	20	1,104,522			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	計	区 分		金額	説明
				減債基金繰入金	減債基金繰入金		
2. 減債基金繰入金	132,469	△80,195	52,274	1. 減債基金繰入金		△80,195	減債基金繰入金
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1,136,900	△60,700	1,076,200	1. ふるさと応援寄附基金繰入金		△60,700	ふるさと応援寄附基金繰入金
計	1,450,644	△140,895	1,309,749				

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 受託事業収入

3. 農林水産業費受託事業 収入	540	47	587	1. 農業費受託事業収 入		47	農地保有合理化受託事業収入
計	1,178	47	1,225				

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雜入	104,297	13,977	118,274	2. 雜入		13,977	後期高齢療養給付費負担金精算金 介護保険費負担金精算金 保健福祉事業委託金
計	104,300	13,977	118,277				

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

8. 過疎対策事業債	0	190,600	190,600	1. 過疎対策事業債		190,600	過疎対策事業債
計	365,636	190,600	556,236				

3 歳出
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1. 一般管理費	326,135	3,465	329,600				3,465	2. 納料 等	689 一般職給(24人→25人)
								3. 職員手当 等	2,643 通勤手当 時間外勤務手当 退職手当組合負担金 131 2,500
								4. 共済費	133 共済組合負担金 共済組合事務費 4 129
4. 企画財政管理費	783,888	11,791	795,679	9,141	30,600	△30,100	2,150	17. 債品購入 費	10,000 情報化推進事業用備品
								18. 負担金補助及び交付金	1,791 杵籠地区広域市町村圏組合負担金(総務費) △209
9. 交通安全対策費	7,685	5,560	13,245				5,500	60 14. 工事請負 費	2,000 移住定住促進事業補助金
計	2,330,810	20,816	2,351,626	9,141	30,600	△24,600	5,675		5,560 交通安全施設整備事業

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1. 社会福祉総務費	169,554	47	169,601	55				△8	4. 共済費 7 共済組合負担金
2. 老人福祉総務費	448,051	1,719	449,770			1,796		19. 扶助費 18. 負担金補助及び交付金 175	40 災害見舞金 759 牯襟地区広域市町村圏組合負担金(介護保険費) 社会福祉法人等の利用者負担軽減事業費補助金
4. 心身障害者福祉総務費	357,489	1,244	358,733					19. 扶助費 22. 償還金利子及び割引料 1,244	936 紙おむつ等支給事業 24 県支出金精算返納金 1,244 国庫支出金精算返納金 829 県支出金精算返納金 415
5. 国民年金費	9,955	159	10,114					159	12. 委託料 159 国民年金システム改修委託料
7. 地域支援事業費	69,084	408	69,492					408	1. 報酬 3. 職員手当等 4. 共済費 10. 需用費 24 ケアマネージャー報酬(会計年度任用職員 扶養手当 期末手当 3 共済組合負担金 120 印刷製本費

(表) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節	説 明
					特	定	財			
計	1,105,389	3,577	1,108,966	55				1,796	1,726	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	124,882	2,493	127,375	811				1,682	10. 需用費	64 消耗品費
3. 児童措置費	477,593	10,922	488,515	5,676				5,246	18. 負担金補助及び交付金	10,922 施設型給付費負担金
計	608,192	13,415	621,607	6,487				6,928		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特	定	財		
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	国庫支出金	区	分	金額
1. 保健衛生総務費	88,193	3,962	92,155	202		3,760	3. 職員手当等	85 扶養手当
							運動手当	70 △10
							勤勉手当	5
12. 委託料							3,872 健康管理システム改修委託料	
22. 償還金利子及び割引料							5 国庫支出金精算返納金	
2. 予防費	105,186	12,172	117,358	16,795		△4,623	7. 報償費	△240 健康増進計画及び食育推進計画策定期員報償金
							11. 役務費	59 通信運搬費
12. 委託料							12,230 健康増進計画及び食育推進計画策定期業務委託料	△4,565
新型コロナウイルスワクチン接種委託料								16,795
22. 償還金利子及び割引料							123 国庫支出金精算返納金	
3. 病院費	231,915	467	232,382			467	27. 繰出金	467 町立太良病院事業会計繰出金(資本勘定)

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					特	定	財		
	国県支出金	地方債	その他		一般財源	区分	金額		
4. 環境衛生費	116,475	6,952	123,427	3,126	3,700	3.	126	47	扶養手当 期未手当
						職員手当 等			8
						18. 負担金補助及び交付金	6,888		家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
						27. 繰出金	17		簡易水道特別会計繰出金(公債費繰出分)
計	542,795	23,553	566,348	20,123	3,700	△270			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塚井処理費	196,675	382	197,057		382	18. 負担金補助及び交付金	382	佐賀県西部広域環境組合負担金 杵籠地区広域市町村圏組合負担金(ごみ処理 センター費) △299	681
計	279,351	382	279,733		382				

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国県支出金	地方債	その他		
1. 農業委員会費	21,150	52	21,202			47	5	4 共済組合負担金
2. 農業総務費	35,773	83	35,856				10. 需用費	48 消耗品費
4. 特産地づくり推進費	49,795	4,958	54,753	3,621			83 3. 職員手当等	83 扶養手当
6. 畜産業費	10,471	670	11,141					70 期末手当
7. 農地費	169,463	69	169,532			29,900	1,337 18. 負担金補助及び交付金	4,958 農業用機械等被災者支援事業費補助金
計	353,814	5,832	359,646	3,621		29,900	△29,831 4. 共済費	69 共済組合負担金
(款) 6 農林水産業費 (項) 2 林業費								
2. 林業振興費	17,690	149	17,839				149 11. 役務費	149 通信運搬費
4. 林道費	112,989	1,840	114,829			30,000	△28,160 14. 工事請負費	1,840 林道整備事業
計	217,755	1,989	219,744			30,000	△28,011	

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 領	額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節	説 明
					特、 国県支出金	定、 地方債	その他の 財源		
					一般財源	区分	金額		
1. 商工総務費	91,551	60	91,611				60	3. 職員手当等	60 払養手当
計	378,855	60	378,915				60		8 期末手当

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁運賃

1. 道路橋梁総務費	32,150	42	32,192				42	4. 共済費	42 共済組合負担金
2. 道路維持費	161,261	0	161,261		35,000		△35,000		財源組替
3. 道路新設改良費	108,000	0	108,000		24,000	△4,000	△20,000		財源組替
計	301,411	42	301,453		59,000	△4,000	△54,958		

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	124,011	20,680	144,691				20,680	18. 負担金補助及び交付金	20,680 梶原地区広域市町村圏組合負担金(消防費)
2. 非常備消防費	74,020	1,876	75,896		13,100	△13,800	2,576	1. 報酬	330 消防団員報酬
4. 防災費	191,272	160	191,432				100	8. 旅費	1,546 費用弁償
計	391,987	22,716	414,703		13,100	△13,700	23,316		160 防災対策用備品

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区	分	金額
3. 育英資金費	66	20	86			20	27. 繰出金 20 育英基金繰出金
計	98,686	20	98,706			20	

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	74,611	1,565	76,176	342		1,223	10. 需用費 195 消耗品費
						14. 工事請負費 880 小学校空調設備設置事業	
						17. 備品購入費 490 小学校管理用備品	
2. 教育振興費	32,733	302	33,035	979		△677 10. 需用費 302 消耗品費	
計	107,344	1,867	109,211	1,321		546	

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	50,505	959	51,464	479		480	10. 需用費 399 消耗品費
						17. 備品購入費 560 中学校管理用備品	
2. 教育振興費	43,687	2,193	45,880			2,193	10. 需用費 2,193 消耗品費
計	94,192	3,152	97,344	479		2,673	

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
				国県支出金	地方債	その他	
6. 図書館費	33,292	7,740	41,032			7,700	40 14. 工事請負 費
計	126,791	7,740	134,531			7,700	40 7,740 大橋記念図書館外構整備事業

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

1. 保健体育総務費	26,012	0	26,012	504			△504			財源組替
3. 学校給食費	87,041	0	87,041		28,000	△29,800	1,800			財源組替
計	225,783	0	225,783	504	28,000	△29,800	1,296			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

1. 農地等災害復旧費	26,202	30,000	56,202	29,563			118	319 14. 工事請負 費		30,000 農地等災害復旧事業(補助・過年災)
計	26,866	30,000	56,866	29,563			118	319		

2 一般職
(1) 総括

補正予算給与費明細書

(単位:人、千円)

区分	分職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	98 (78)[7]	128,706	359,971	295,639	784,316	115,694	900,010
補正前	97 (78)[7]	128,682	359,282	292,658	780,622	115,436	896,058
比率較	1 (0)[0]	24	689	2,981	3,694	258	3,952

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
		16,614	110,023	58,267	3,570	7,272	3,337
		16,333	109,981	58,262	3,570	7,272	3,315
	比率較	281	42	5	0	0	22

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	組合負担金
			28,687	22	306	67,541	
			26,187	22	306	67,410	
	比率較		2,500	0	0	1.31	

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	98 [7]	347,573 [12,398]	266,721 [2,748]	614,294 [15,146]	115,694 [0]	729,988 [15,146]
補正前	97 [7]	346,884 [12,398]	263,740 [2,748]	610,624 [15,146]	115,436 [0]	726,060 [15,146]
比較	1 [0]	689 [0]	2,981 [0]	3,670 [0]	258 [0]	3,928 [0]

区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
職員手当の内訳	扶正前	16,333 [0]	82,310 [1,501]	57,329 [933]	3,570 [0]	7,272 [0]
比	較	281 [0]	42 [0]	5 [0]	0 [0]	22 [0]

区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿泊手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
職員手当の内訳	扶正前	26,023 [164]	22 [0]	306 [0]	67,410 [0]
比	較	2,500 [0]	0 [0]	0 [0]	131 [0]

〔 〕内は再任用職員を外書きしたもの
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは7人)

イ 会計年度任用職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	(78) 0	128,706		26,170	154,876	0 154,876
補正前	(78) 0	128,682		26,170	154,852	0 154,852
比率	(0) 0	24		0	24	0 24

職員手当の内訳	区分	扶養手当			勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
		正後	正前	比較				
					26,170			
					26,170			
					0			

職員手当の内訳	区分	特勤手当			時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
		正後	正前	比較				

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの
会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは77人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	689 [0]	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
	その他 の 増 減 分	689 [0]		
職 員 手 当	2,981 [0]	制度改正に伴う増減分		
		扶養手当 期末手当 勤勉手当 通勤手当 時間外勤務手当 退職手当組合負担金	281 42 5 22 2,500 131	[0] [0] [0] [0] [0] [0]
その他の 増 減 分				

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
					当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1.	普通 通 債	補 正 前 (A) 4,561,220	4,511,629	365,336	489,500	4,387,465	
		補 正 後 (B)		190,600		190,600	
		補 正 後 (C)	4,511,629	555,936	489,500	4,578,065	
		補 正 前 (A) 3,674,215	3,605,390	127,836	353,683	3,379,543	
		補 正 後 (B)		190,600		190,600	
		補 正 前 (C) 3,674,215	3,605,390	318,436	353,683	3,570,143	
		補 正 前 (A) 1,643,998	1,654,011		161,936	1,492,075	
		補 正 後 (B)		190,600		190,600	
		補 正 後 (C) 1,643,998	1,654,011	190,600	161,936	1,682,675	
		補 正 前 (A) 4,594,287	4,549,699	365,636	494,364	4,420,971	
	合 計	補 正 (B)		190,600		190,600	
		補 正 後 (C) 4,594,287	4,549,699	556,236	494,364	4,611,571	

令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 岁出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第 1 表 岁出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 3 日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

歳出

第1表 歳出予算補正

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		924, 583	52, 838	977, 421
1. 療養諸費		790, 771	42, 271	833, 042
2. 高額療養費		125, 144	10, 567	135, 711
9. 諸支出金		47, 903	42, 889	90, 792
1. 債還金及び還付加算金		3, 853	42, 889	46, 742
10. 予備費		130, 277	△95, 727	34, 550
1. 予備費		130, 277	△95, 727	34, 550
歳出合計		1, 494, 030	0	1, 494, 030

1 総括
(歳出)

歳出補正予算事項別明細書

(単位:千円)

款	補正前額	補正額	額計	補正額の財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他
2. 保険給付費	924,583	52,838	977,421			52,838
9. 諸支出金	47,903	-42,889	90,792			42,889
10. 予備費	130,277	△95,727	34,550			△95,727
歳出合計	1,494,030	0	1,494,030			

2 異出
(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方費	その他	一般財源	
							特定	
1. 一般被保險者療養費付費	779,000	40,437	819,437				40,437	一般被保險者療養費付費負担金
3. 一般被保險者療養費	8,556	1,834	10,390				1,834	一般被保險者療養費負担金
計	790,771	42,271	833,042				42,271	

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保險者高額療養費	124,884	10,567	135,451				10,567	一般被保險者高額療養費負担金
							18. 負担金補助及び交付金	
計	125,144	10,567	135,711				10,567	

(新) 9. 諸支出金 (項) 1. 債還金及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節	説 明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1. 一般被保険者保険税還付金	3,648	1,193	4,841				1,193	22. 債還金利子及び割引料	1,193 一般被保険者還付金
4. 一般被保険者還付加算金	92	337	429				337	22. 債還金利子及び割引料	337 一般被保険者還付加算金
9. 県支出金精算返納金	1	41,359	41,360				41,359	22. 債還金利子及び割引料	41,359 県支出金精算返納金
計	3,853	42,889	46,742				42,889		

(新) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	130,277	△95,727	34,550			△95,727		
計	130,277	△95,727	34,550			△95,727		

令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和3年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるとごろによる。

（歳出予算の補正）

第1条 岁出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 岁出予算補正」による。

令和3年12月3日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳出歳入予算補正

		正前額の補正			計
		項	補正額	補正額	
1.	事業費		30, 822	43	30, 865
	1. 事業費		30, 822	43	30, 865
3.	予備費		288	△43	245
	1. 予備費		288	△43	245
	歳出合計		48, 797	0	48, 797

(単位：千円)

1 総括

歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

歳 式	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他
			国県支出金		一般財源	
1. 事業費	30,822	43	30,865			43
3. 予備費		288	△43	245		△43
歳出合計		48,797	0	48,797		

2 級出
(額) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
							特定	
1. 一般管理費	7,986	43	8,029				43	43 共済組合負担金
計	30,822	43	30,865				43	

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	288	△43	245			△43		
計	288	△43	245			△43		

1 一般職

(1) 総括

補正予算給与費明細書

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当				
補正後	1		3,014	2,480	5,494	879	6,373	
補正前	1		3,014	2,480	5,494	836	6,330	
比較	0		0	0	0	43	43	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当	当
		198	730	475	318			86
		198	730	475	318			86
		0	0	0	0			0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当	組合負担金	当	手当
			100	573			
			100	573			
			0	0			

令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

令和3年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるとごろによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,683千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日提出
太良町長 永淵孝幸

歳 入

第1表 正補算予出入歳歳

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入			10, 374	84	10, 458
2. 他会計補助金			794	17	811
4. 雑入		0		67	67
歳入	合計		141, 599	84	141, 683

(単位：千円)

歳出

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外費用			3, 841	34	3, 875
	1. 公債費		1, 590	34	1, 624
4. 予備費			7, 363	50	7, 413
	1. 予備費		7, 363	50	7, 413
歳出	合計		141, 599	84	141, 683

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

		補 正 前 の 領 索		補 正 領 索	計	備 考
	款					
2. 事業外収入		10,374		84	10,458	
	歳 入 合 計	141,599		84	141,683	

(単位:千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	額	計	補正額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他の	一般財源
2. 事業外費用	3,841	34	3,875				17	17
4. 予備費	7,363	50	7,413					50
歳出合計	141,599	84	141,683				17	67

2 島入
(款) 2. 事業外収入 (項) 2. 他会計補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計補助金	794	17	811	1. 一般会計補助金		17 一般会計補助金
計	794	17	811			

(款) 2. 事業外収入 (項) 4. 雜入

1. 雜入	0	67	67	1. 雜入		67 消費税還付金
計	0	67	67			

3 嵍出

(款) 2. 事業外費用 (項) 1. 公債費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
				国県支出金	地方債	その他		
1. 利子	1,590	34	1,624				17	17 22. 償還利子(経常的なもの)
計	1,590	34	1,624				17	34 起債利子(経常的なもの)

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	7,363	50	7,413				50	
計	7,363	50	7,413				50	

令和3年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）

- 第1条 令和3年度太良町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和3年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科)	(目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	費	56,800千円	0千円	56,800千円
第1項	當 業 費	用	44,626千円	56千円	44,682千円
第4項	予 備 費	費	9,418千円	△56千円	9,362千円

第3条 予算第5条(1)中「15,577千円」を「15,633千円」に改める。

令和3年12月3日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

合和 3 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書
収益的収入及び支出

卷之四

令和3年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

(支出) (単位:千円)

款項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		56,800	0	56,800			
1 営業費用		44,626	56	44,682			
2 配水及び給水費		18,818	28	18,846			
4 総係費		10,004	28	10,032			
4 予備費		9,418	△56	9,362			
1 予備費		9,418	△56	9,362			
収益的支出合計		56,800	0	56,800			

1. 一般職

(1) 総括

補正予算給与費明細書

(単位：人、千円)

区分		職員数		給与費		福利費		合計	
	分	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計	福利費	合計
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,759	5,595	13,354	2,279	15,633
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,759	5,595	13,354	2,279	15,633
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,759	5,595	13,354	2,223	15,577
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,759	5,595	13,354	2,223	15,577
比較	損益勘定支弁職員		0		0	0	0	56	56
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		0	0	0	56	56
区分		扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当	組合負担金	合計
手当の訳 内	補正後	378		3,032	110	600	1,475		5,595
	補正前	378		3,032	110	600	1,475		5,595
	比較	0		0	0	0	0	0	0

令和3年度 町立太良病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和3年度町立太良病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるとところによる。

第2条 令和3年度町立太良病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	第1項	病院事業費用 医業費用	△ 1,237,256 千円 △ 1,213,390 千円	△ 8,516 千円 △ 8,516 千円	1,228,740 千円 1,204,874 千円
第2款	第1項	訪問看護ステーション事業費用	35,403 千円	5,345 千円	40,748 千円
第5款	第1項	訪問看護事業費用	35,403 千円	5,345 千円	40,748 千円
		予備費	28,125 千円	3,171 千円	31,296 千円
	第1項	予備費	28,125 千円	3,171 千円	31,296 千円
		支 出 合 計	1,358,212 千円	0 千円	1,358,212 千円

第3条 予算第4条本文括弧中「57,700千円」を「58,173千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

收 入		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	第1項	資本的収入	132,375 千円	78,367 千円	210,742 千円
	第2項	企業債	10,200 千円	77,900 千円	88,100 千円
		出資金	79,423 千円	467 千円	79,890 千円

支 出
(科 目)

		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	190,075 千円	78,840 千円	268,915 千円
第1項	建設改良費	124,910 千円	78,840 千円	203,750 千円

第4条 予算第5条(1)中「846,941千円」を「843,770千円」に改める。

第5条 予算第6条表限度額欄中「10,200千円」を「88,100千円」に改める。

第6条 予算第7条中「231,915千円」を「232,382千円」に改める。

第7条 繼続費の総額及び年割額は次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	リハビリテーション室拡張工事	207,800千円	令和3年度	81,200千円
		エレベーター改修工事	8,250千円	令和4年度	126,600千円

令和3年12月3日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和3年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

収益的支出

支出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1,237,256	△ 8,516	1,228,740
1 医業費用			1,213,390	△ 8,516	1,204,874
	1 給与費		767,309	△ 8,516	758,793
2 訪問看護ステーション事業費用			35,403	5,345	40,748
	1 訪問看護事業費用		35,403	5,345	40,748
	1 給与費		31,799	5,345	37,144
5 予備費			28,125	3,171	31,296
	1 予備費		28,125	3,171	31,296
	収益的支出合計		1,358,212	0	1,358,212

資本的収入及び支出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			132,375	78,367	210,742
1 企業債			10,200	77,900	88,100
	1 企業債		10,200	77,900	88,100
2 出資金			79,423	467	79,890
	1 他会計出資金		79,423	467	79,890
	資本的収入合計		132,375	78,367	210,742

支出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			190,075	78,840	268,915
1 建設改良費			124,910	78,840	203,750
	1 建物改修費		45,950	78,840	124,790
	資本的支出合計		190,075	78,840	268,915

令和3年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業費用		1,237,256	△ 8,516	1,228,740			
1 医業費用		1,213,390	△ 8,516	1,204,874			
1 給与費		767,309	△ 8,516	758,793			
				2 看護師給	△ 4,231	看護師 (35人→33人)	
				6 看護師手当等	△ 1,770	看護師 (35人→33人)	
				10 法定福利費	△ 690	職員共済費 共済組合事務費	△ 665
				11 退職手当組合 負担金	△ 697	退職手当組合負担金	△ 25
				12 退職給付費	△ 419	退職給付引当金充當分	
				13 賞与引当金 繰入額	△ 709	賞与引当金充當分	
2 訪問看護ステー ション事業費用		35,403	5,345	40,748			
1 訪問看護事業 費用		35,403	5,345	40,748			

款・項	目 費	補正前の額	補正額	計	節	金 額	説 明
1 給与費	31,799	5,345	37,144				
				1 看護師給	4,231	看護師 (4人→6人)	
				2 看護師手当等	1,770	看護師 (4人→6人) 看護師 (会計年度任用職員・2人→0人)	
				3 報酬	△ 3,171	看護師 (会計年度任用職員・2人→0人)	
				4 法定福利費	690	職員共済費 共済組合事務費 健康保険料等	1,198 25 △ 533
				5 退職手当組合 負担金	697	退職手当組合負担金	
				6 退職給付費	419	退職給付引当金充当分	
				7 賞与引当金 繰入額	709	賞与引当金充当分	
5 予備費	28,125	3,171	31,296				
1 予備費	28,125	3,171	31,296				
				1 予備費	31,296	1 予備費	3,171
収益的支出合計	1,358,212	0	1,358,212				

令和3年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書
 資本的収入及支出

(収入)

款・項		目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入			132,375	78,367	210,742			
1 企業債			10,200	77,900	88,100			
	1 企業債		10,200	77,900	88,100			
		1 病院事業債				37,400	リハビリ拡張工事	△ 3,100
							実施設計分	
		2 過疎対策事業債				40,500	リハビリ室拡張工事	40,500
2 出資金			79,423	467	79,890			
	1 他会計出資金		79,423	467	79,890			
		1 一般会計出資金				467	建設改良費	
	資本的収入合計		132,375	78,367	210,742			

(単位:千円)

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	金額	説明
1 資本的支出		190,075	78,840	268,915		
1 建設改良費		124,910	78,840	203,750		
1 建物改修費		45,950	78,840	124,790		
					△ 5,660	リハビリ室拡張工事設計業務委託料
					84,500	リハビリ室拡張工事 エレベーター改修工事
					3,300	
資本的支出合計		190,075	78,840	268,915		

2. 一般職
(1) 総括

補正予算給与費明細書

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				合計
		特別職	一般職	報酬	給料	
補正後	(17)132	17,617	312,547	345,062	675,226	112,183 787,409
補正前	(19)132	20,788	312,547	345,062	678,397	112,183 790,580
比較	(△2) 0	△ 3,171	0	0	△ 3,171	0 △ 3,171

区分	職種手当	扶養手当	期末業績手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	医師・薬剤師調整手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
補正後	50,300	7,716	85,731	10,591	8,502	16,956	7,560	38,103	24,408
補正前	50,300	7,716	85,731	10,591	8,502	16,956	7,560	38,103	24,408
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	研究手当	夜間看護手当	宿日直手当	退職手当	組合費				合計
補正後	11,736	8,029	12,920	62,510					345,062
補正前	11,736	8,029	12,920	62,510					345,062
比較	0	0	0	0					0

() 内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	特別職	職員数			給与費			福利費	定費	合計
		一般職	報酬	給料	手当		計			
補正後		86		227,268	283,166		510,434	88,786	599,220	
補正前		86		227,268	282,804		510,072	88,253	598,325	
比較	0	0		0	362		362	533	895	

区分	職種手当	扶養手当	期末業績手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	医師・薬剤師調整手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	合計
補正後	44,090	7,716	68,841	8,222	8,502	16,836	7,560	29,533	17,760	
補正前	44,090	7,716	68,479	8,222	8,502	16,836	7,560	29,533	17,760	
比較	0	0	362	0	0	0	0	0	0	
区分	研究手当	夜間看護手当	宿直手当	退職手当	組合費					
補正後	11,736	6,745	10,171	45,454						
補正前	11,736	6,745	10,171	45,454						
比較	0	0	0	0						
										362

1 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分		職員数		給与費				福利定費		合計	
	別職	一般職	報酬	給料	手当	計					
補正後		(17) 46	17,617	85,279	61,896	164,792	23,397	188,189			
補正前		(19) 46	20,788	85,279	62,258	168,325	23,930	192,255			
比較		(△2) 0	△ 3,171	0	△ 362	△ 3,533	△ 533	△ 4,066			

区分	職種手当	扶養手当	期末業績手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	医師・薬剤師調整手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	
									補正後	補正前
補正後	6,210		16,890	2,369		120	0	8,570	6,648	
補正前	6,210		17,252	2,369		120	0	8,570	6,648	
比較	0	△ 362	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	研究手当	夜間看護手当	宿手当	直手当	退職手当	組合費				
補正後		1,284	2,749	17,056						
補正前		1,284	2,749	17,056						
比較		0	0	0						
								△ 362		

() 内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

総 統 費 に 関 連 す る 調 詶 書

款	項	事業名	全体計画						前年までの支払済務額(見込)	前年までの支払済務額(見込)	該年度支払予定額	該年度支払予定額	翌年度支払予定額	翌年度支払予定額	統額する進捗率
			年度	年割額	企業債	一般会計	出資金	損益勘定							
1 資本的支出	1 建設改良費	リハビリテーション室改張工事	3	81,200	千円	81,000	千円	100	千円	100	千円	81,200	千円	81,200	% 39.1
			4	126,600	千円	126,000	千円	300	千円	300	千円	0	千円	126,600	60.9
		計		207,800	千円	207,000	千円	400	千円	400	千円	0	千円	126,600	100.0
		エレベーター改修工事	3	3,300	千円	0	千円	1,650	千円	1,650	千円	3,300	千円	3,300	% 40.0
			4	4,950	千円	0	千円	2,475	千円	2,475	千円	0	千円	4,950	60.0
		計		8,250	千円	0	千円	4,125	千円	4,125	千円	0	千円	4,950	100.0

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第85号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第85号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第10号）について

追 加 提 出 議 案 目 錄

議案第85号 令和3年度太良町一般会計補正予算（第10号）について

上記のとおり

令和3年12月10日

太良町長 永 渕 孝 幸

令和 3 年度太良町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度太良町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるとこころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,517 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,294,399 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 10 日提出
太良町長 永 濱 孝 幸

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1794, 631	60, 517	855, 148	
	2. 国庫補助金	310, 697	60, 517	371, 214	
	合計	8, 233, 882	60, 517	8, 294, 399	

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額		額	計
		補	正		
3. 民生費		1,730	575	60, 517	1,791, 092
	2. 児童福祉費	621	607	60, 517	682, 124
	合計	8,233	882	60, 517	8, 294, 399

1 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	794,631	60,517	855,148	
歳入合計	8,233,882	60,517	8,294,399	

(単位：千円)

歳出	歳入	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					国県支出金	地方債	定・財源	その他
3. 民生費		1,730,575	60,517	1,791,092	60,517			
歳出合計		8,233,882	60,517	8,294,399	60,517			

2 歳人
(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	25,565	60,517	86,082	2. 儿童福祉費補助金	60,517	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金(10/10) 59,100
計	310,697	60,517	371,214			子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金(10/10) 1,417

3 歳 出
(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特	定	財	源、 その他の		
	国県支出金	地方債					一般財源		
1. 児童福祉総務費	127,375	60,517	187,892	60,517				3. 職員手当等	80 時間外勤務手当
								10. 需用費	50 消耗品費
								11. 役務費	191 通信運搬費
								手数料	70
								12. 委託料	1,096 子育て世帯への臨時特別給付金システム改修委託料
								18. 負担金補助及び交付金	59,100 子育て世帯への臨時特別給付金
計	621,607	60,517	682,124	60,517					

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			備考
		報酬	給料	職員手当	
補正後	98 (78)[7]	128,706	359,971	295,719	784,396
補正前	98 (78)[7]	128,706	359,971	295,639	784,316
比率較	0 (0)[0]	0	0	80	0
					80

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当	当組合負担金
	区	分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	當	正	16,614	110,023	58,267	3,570	7,272	3,337
	補	正	16,614	110,023	58,267	3,570	7,272	3,337
	比	較	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	組合負担金
	区	分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
	當	正		28,767	22	306	67,541
	補	正		28,687	22	306	67,541
	比	較		80	0	0	0

()内はペータイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	98 [7]		347,573 [12,398]	266,801 [2,748]	614,374 [15,146]	115,694 [0]	730,068 [15,146]
補正前	98 [7]		347,573 [12,398]	266,721 [2,748]	614,294 [15,146]	115,694 [0]	729,988 [15,146]
比較	0 [0]		0 [0]	80 [0]	80 [0]	0 [0]	80 [0]

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	勤居手当	管理職手当	通勤手当	
		正	後	正	前	正	前	比
		16,614 [0]		82,352 [1,501]	57,334 [933]	3,570 [0]	7,272 [0]	3,187 [150]
		16,614 [0]		82,352 [1,501]	57,334 [933]	3,570 [0]	7,272 [0]	3,187 [150]
		0 [0]		0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金	
		正	後	正	前	正	前
			28,603 [164]	22 [0]	306 [0]	67,541 [0]	
			28,523 [164]	22 [0]	306 [0]	67,541 [0]	
			80 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは7人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	0 [0]	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
	0 [0]	その他の増減分	0 [0]	
職 員 手 当	80 [0]	制度改正に伴う増減分		
		時間外勤務手当	80 [0]	
		その他の増減分	80 [0]	

〔 〕内は再任用職員を外書きしたもの